

Title	井上期条約改正交渉と知的財産権(下) : 問題提起と合意形成
Sub Title	The treaty revision negotiations between Japan and the western powers in 1879-1887 (Vol. 2) : the protection of intellectual property rights
Author	霧岡, 聡史(Tsuruoka, Satoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.6 (2016. 6) ,p.31- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160628-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

井上期条約改正交渉と知的財産権（下）

——問題提起と合意形成——

鶴岡聡史

一 はじめに

二 井上交渉の開始

(一) 明治十三年井上案の作成

(二) 欧米諸国の反応

三 問題提起と日本の姿勢

(一) 予備会議の開催

(二) 外国商標偽造事件に対する日本の姿勢

(三) 外国人適用問題に対する井上の姿勢

(四) パリ条約、ベルヌ条約に対する日本の姿勢

(以上、八十九卷五号)

四 条約改正草案への組込

(一) 欧米諸国の姿勢

(二) 商標条例に対する欧米諸国の反応

(三) 井上覚書と仏の反発

(四) 日英仏の攻防と明治十八年四月井上案

(五) 外国商標偽造事件の局地化

五 条約改正会議

(一) 明治十九年五月井上案

(二) 英独案の提出と「通商及航海条約草案」の作成

(三) パリ条約、ベルヌ条約加盟要求

六 おわりに

(以上、本号)

四 条約改正草案への組込

(一) 欧米諸国の姿勢

予備会議終了後、欧米諸国の間では、日本との条約改正交渉に関する今後の方針について互いに意見が交わされることになり、その中で知的財産権の保護については以下のような姿勢が示されることになった。

まず、明治十六（一八八三）年七月、ベルギーは、著作権、商標、意匠、特許の保護について、新しい貿易協定又は別協定において取り決めたい旨を表明することになった。⁽¹⁴⁾ これまで、イギリス、ドイツ、フランス等も、条約改正交渉に関する今後の方針について覚書を提示してきたが、知的財産権の保護については言及することはなかった。⁽¹⁵⁾ しかし、ベルギーが言及するようになると、次第に各国においても取り上げられるようになった。

同年十二月、今度はグランヴィル (2nd Earl of Granville, George) 英外相が覚書を提示し、「税関規則、貿易規則、借庫規則（中略）ニ関シハテ英政府ノ意見ハ之ヲ日本人并ニ外国人ノ委員ニ付シ成ル丈速ニ之ヲ定ムヘシ外国商標、専売免許及ヒ発明ヲ保護スル問題モ亦速ニ決定スヘシ」と、⁽¹⁷⁾ 商標、特許の保護に関する問題についても税関等の問題と同様に、速やかに協議を開始し、決定すべきであると表明した。翌明治十七（一八八四）年一月には、同英外相は、商標等の保護に関する問題について、機会があればいつでも協議する用意はあるが、商標等の保護に関する規定が貿易協定に加えられるならば、協定の締結が過度に遅延してしまうとして、この規定を同協定に設けることに反対する姿勢を示した。⁽¹⁸⁾

ここで、ベルギーやグランヴィル英外相が言う「貿易協定」⁽¹⁹⁾ (Commercial Convention) とは、予備会議において日本と欧米諸国との間で大筋合意していた、関税の引き上げ等について規定した草案のことである。グランヴィル英外相は、問題の早期解決が図れないとして、この貿易協定案に商標等の保護に関する規定を設けること

に反対し、この貿易協定案に関する交渉とは別に、商標等の保護に関する交渉を行いたいという姿勢を表明した。同英外相は、日本との今後の交渉方針について、互いに意見を交わしていた欧米諸国に対して、商標等の保護に関する規定をこの貿易協定に組み込まないよう、牽制したのであった。

同年四月、パークス前英公使に代わって新たに就任することになったフランケット (Francis Plunkett) 新英公使は、井上に対して覚書を提示した。同英公使は、「専売免許、商標、並発明ヲ保護スル問題ニ関シ英政府ノ意見ハ若シ貿易条約中ニ於テ右等ノ箇条ヲ加設セントセハ之カ為メ該条約締結ノ期非常ニ遷延スベシト思惟スルナリ併シ我英國公使ヘハ適當ノ時機生スルニ從ヒ何時ニモ右ノ問題ヲ討議シ得ヘキ権ヲ委任シ置ケリ」と、商標、特許の保護については、問題の早期解決のため、別交渉を行いたいとする先のグランヴィル英外相の姿勢を伝え、交渉の早期開始に意欲を見せた。尚、同英公使は、同年五月にも覚書（五月覚書）を井上に提出することになったが、こうした姿勢に変更はなかった。⁽¹²⁾

ここにおいて、グランヴィル英外相は、著作権の保護は強く要求しないことになった。⁽¹²⁾ 最恵国待遇規定が障害となっていたからである。イギリスは、最恵国待遇について、即時且つ無条件に適用されるべきであるとする立場を主張していた。⁽¹³⁾ しかし、この当時、アメリカでは日本人（外国人）に対して著作権が認められていなかった。⁽¹⁴⁾ このため、著作権の保護について、日本とイギリスとの間で合意したとしても、その合意を最恵国待遇規定に基づいて、日本とアメリカとの間に、即時且つ無条件に適用することができなかったのである。⁽¹⁵⁾ 最恵国待遇と著作権の保護との関係については、森有礼駐英公使が、現在の最恵国待遇が新条約においても継続される場合は、商標、著作権、特許等に関して問題が生じ、欧米諸国との間で新たな協定を締結することができないと、その問題点を指摘した。⁽¹⁶⁾ この当時、欧米諸国において知的財産権法制度が異なっていたことが、条約改正交渉を行っていた日本と欧米諸国双方にとって、少なからず障害となっていたのであった。

一方、ドイツでは、同年四月、デーノンホフ (Otto von Dönhoff) 独公使に対して訓令が発せられ、⁽¹⁷⁾「未タ充分ニ準備ノ整ワサル事件即チ商標并ニ専売特許ノ如キハ更ラニ他日ニ譲ルヲ可トス」と、商標、特許の保護に関する交渉については十分には準備が整っていないため、後に譲るものとし、他の交渉を優先するよう指示することになった。これは、独外務省が、「商標保護に関する問題を条約改正交渉に組み込むことによって、条約改正交渉を複雑にすることはドイツの利益にならない」と、⁽¹⁸⁾商標等の保護に関する交渉を条約改正交渉において行うことは、問題を複雑化させてしまうとして、消極的な姿勢を示していたためであった。この結果、ドイツは、他に重要と考えられていた事項に関する交渉を優先させるため、商標等の保護については、条約改正後に別交渉を行いたいという姿勢を示すことになった。

また、アメリカでは、同年六月、フリーリングハイゼン (Frederick Theodore Freilinghysen) 米国務長官が、ピングラム米公使に対して、商標等の保護に関する問題は、細目であるため、条約改正後に別交渉を行い、他の交渉を優先するよう指示し、⁽¹⁹⁾ドイツと同様の姿勢を示すことになった。

同年七月、シエンキエウィッツ (Joseph Adam Sienkiewicz) 仏公使は覚書を提示し、「仏国政府ハ製造標、商標、工業上ノ計画及雛形、商名其他意匠若クハ美術ヨリ成立シタル物品ヲ保護センカ為メニ可成的速ニ特約ヲ制定シ此等ノ物品ヲ保護スルノ確証ヲ設ケラレン事ヲ切望ス」と、⁽²⁰⁾商標、意匠、「美術ヨリ成立シタル物品」等の保護について、特約の早期締結を要求することになる。イギリスと同様、商標等の保護については、問題の早期解決を図るため、別交渉を行い、特約の締結を図りたいという姿勢を示すことになった。

このように、英仏独米の各国とも、交渉の優先度に差異が見られたものの、いずれも商標等の保護に関しては、条約改正交渉とは別交渉にしたいという姿勢で一致していたのであった。とりわけ、英仏両国は、商標等の保護に関する問題を重視する立場から、先に別交渉を行うことで、問題の早期解決を図りたいという姿勢を示し、非

常に近い位置にあった。したがって、先の予備会議における井上の姿勢を含めて考慮すると、この時点において、商標等の保護に関する交渉は、条約改正交渉とは別に行われる可能性が高かったといえよう。

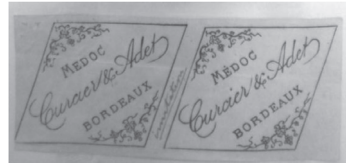
（二） 商標条例に対する欧米諸国の反応

明治十七（一八八四）年六月、日本国内において、欧米諸国から関心が寄せられることになった一つの法令が布告されることになった。商標条例である。

これに最も敏感に反応することになったのはイギリスであった。早速、英社（Messrs. Cocking & Co.）からブランケット英公使に対して、同条例が外国人にも適用されるのか否かについて問い合わせがなされることになった。⁽¹³²⁾ 同英公使は、当時英国公使館から高い評価を受けていたカークウッド（William Montague Hammett Kirkwood）英国公使館法律顧問に対して検討を依頼すると共に、現在の領事裁判制度が存続した場合を前提に、今後英商標を保護するための具体的な方法についても意見を求めることになった。⁽¹³³⁾ 同英公使は、グランヴィル英外相から、商標、特許の保護に関する交渉の開始時期についても判断が委ねられていたため、⁽¹³⁵⁾ これを機に検討しようとしたのであった。

カークウッド法律顧問は、具体的な交渉方針については暫く留保したものの、イギリス人が特別に同意しない限り、同条例がイギリス人にも適用される可能性や、同条例によって外国人の出願が認められる可能性については否定した。当該英社に対しては、公使としての立場上、法律的な助言を与えることは難しく、不当であると思われる理由で日本政府から出願が認められない場合は、改めて対応を検討したい旨を伝えるよう提言することになった。⁽¹³⁶⁾ 同法律顧問は、商標条例が外国人にも適用される可能性は低いと考えていたが、この機会を利用して、一度当該英社に出願させることによって、日本政府の出方を探ることを提案したのであった。

図 1 原商標 (上) と偽造商標 (下)



出典：外務省外交史料館蔵「長野県平民堀田善助仏蘭西国「キルシー、アデー」会社及英吉利国「ワーゲン、フレー」「ヘンネッシ」両会社商標贋造一件」(第四門第一類第四項第十五号)

の提案もあって、当該英社に対して一度出願を行ってみようと言したのであった。

また、同月、プランケット英公使は、別の英社 (Messrs. Lane, Crawford & Co.) が扱う葡萄酒の商標を日本人が偽造しているとして、日本政府に対して、「向後ニ於テ決シテ致ス間敷様御差止め相成ベク」と、偽造行為を止めるよう求めることになった。確かに、図 1 のように、当該商標と偽造商標との間には、「Currier & Adet」という文字等が若干不鮮明であること以外、特に異なる点は見受けられない。同英公使は、先の明治十六(一八八三)年の英商標偽造事件もあって、日本の刑法には外国商標偽造に関する明文規定が存在していないことを承知していたため、今回は偽造行為を止めさせることだけを求めることにしたが、⁽¹³⁹⁾ 先述の商標出願の件と合わせて、日本政府の出方を探ることにしたのである。

プランケット英公使は、カークウッド法律顧問から今後の方針に関する提言書も未だ届けられていないこともあって、商標等の保護に関する交渉については、「商標条例がどのように運用されるのかを見極めるまで、暫く

同年七月、プランケット英公使は、当該英社に対して、同条例が外国人にも適用されるか否かは「相当微妙」であるとして、同条例の外国人への適用可否については明言を避ける一方、同条例に規定された手続きに従って出願し、不当であると思われる理由で拒否された場合は、再度英公使まで問い合わせをするよう返答することになった。⁽¹³⁷⁾ 同英公使としては、カークウッド法律顧問の返答から、出願したとしても日本政府から拒否されることは織り込み済みであったが、当該英社が同条例の適用を望んでいたことや、カークウッド法律顧問

見合わせる事が賢明である⁽¹⁴⁰⁾という判断を下すことになる。後述する同月末の日英仏独による非公式会合では、交渉の即時開始を主張するフランスを制止すると共に、「適切な時期」に交渉を開始したいとして、交渉の早期開始に慎重な姿勢を示し、フランスとは距離を置き始めることになった。

また、ドイツは、これまで井上が外国商標偽造事件に対して、刑法に明確規定が存在していないにもかかわらず、対応してきたことについては評価してきた⁽¹⁴¹⁾。しかし、商標条例の布告を受けて、商標等の保護について、条約改正後に別交渉を行うとする従来の交渉方針の見直しを求める動きが見られるようになっていた。デーソフ独公使は、井上から事前に、商標条例は外国人に適用することを想定していない旨の説明を受けていたため、「日本人の商工業者のみを対象としている⁽¹⁴²⁾」として、冷静に受け止めていた。その一方で、同条例の罰則規定には問題があるという評価も下していた⁽¹⁴³⁾。同独公使は、商標条例の内容及次第では、同条例に基づいて日独間の商標相互保護を認め、日本における商標保護の問題を早期に解決するという可能性も検討していた⁽¹⁴⁴⁾。しかし、同独公使は、同条例では十分な保護が確保されないととして、「日本との間で現在行われている条約改正を利用して、商標保護に関する協定を締結することが期待されています⁽¹⁴⁵⁾」と、独外務省に対して、従来の交渉方針を見直す必要があるという提言をしていた。

独外務省は、従前同様、商標等の保護に関する協定は条約改正後に締結すべきであり、これに関する交渉は暫く見合わせるべきであるとして、デーソフ独公使の提言を受け入れることはなかったが、これ以降、従来の交渉方針の見直しを求める意見が高まっていくことになる。

アメリカでは、商標条例は日本との商取引においてアメリカ人に利益であることは疑いないとして、ビンガム米公使から高く評価されていたが、明治十八（一八八五）年七月にハバード（Richard Bennett Hubbard）米公使が新たに就任すると、この評価に変化が生じるようになった。同米公使は、同年十一月、井上に同条例がアメリカ

外人にも適用されるかについて問い合わせを行った際⁽¹⁴⁹⁾、井上から外国人に適用することは難しいと伝えられると、
 「日本政府は見返りが無いために外国人の商標登録を一切認めようとしていない⁽¹⁵¹⁾」として、強い不満を抱くよう
 になっていった。同米公使は、「日本人は非常に器用であるため、日本でのアメリカの貿易がほぼ壊滅させられて
 いる⁽¹⁵²⁾」と不満を抱いていた。また、居留地においてアメリカ人が日本人の商標や特許を侵害した場合、米国の法
 律に基づいて当該アメリカ人に罰則が科せられることは当然であるとも考えていた⁽¹⁵³⁾。しかし、既に専売特許条例
 については、井上から、外国人には適用されない旨を伝えられていた⁽¹⁵⁴⁾。このため、商標条例についても、専売特
 許条例と同様の回答が示されたことは、右のように同米公使の不満を更に募らせることになった。

フランスでは、商標条例に対して失望が広がると共に、新たな脅威として受け止められることになった。当初、
 フランスは、日本の工業所有権法制度について問い合わせを行う等、関心を寄せていた⁽¹⁵⁵⁾。しかし、「対応中であ
 る⁽¹⁵⁶⁾」という井上の回答に対して、トリクー (Arthur Tricou) 仏公使は、「日本政府は、偽造を過剰に保護しよ
 うとする余り、法案を真剣に作成するとは到底思えず、我々の正当な要求に応えようとしていない⁽¹⁵⁷⁾」と、直ちに法
 制度を整備しようとしていないとして、日本政府に不信感と苛立ちを募らせていた。そして、農商務省によって
 作成された商標条例案が、「緊急法案の対象とされなかっただけでなく、十分に検討すらされないようである⁽¹⁵⁸⁾」
 と、直ちに制定される見込みがないことが判明すると、カステル (de Vid-Castel) 仏代理公使は、日本政府の姿
 勢に失望すら抱くようになっていった。この結果、同仏代理公使は、「商標条例が成立したとしても、日本の裁判
 所では妥当な判決を期待することはできない。(中略) 日本政府首脳は、個人的な資産を増やすために独占を進
 めようとしており、同条例も外国人を排斥するために制定されたものと考えられ、横浜の居留地での活動は縮小
 を余儀なくされている⁽¹⁵⁹⁾」と、商標条例に過剰な期待を示すことはなかった。むしろ、日本政府に対する根強い不
 信感や、居留地の現状に対する危機感を抱いていたこともあって、同条例によって、更に外国人が排斥されてし

まうのではないかととして、警戒感を強めることになった。

このように、英仏独米各国は、商標条例が外国人に適用されるのか否かについて、少なからず関心を寄せることになった。⁽¹⁰⁾ 欧米諸国の法律に則しているとして、同条例を全面的に評価しているわけではなかったが、外国人にも適用されることに期待を抱いていた。とりわけイギリスは、実際にどのように運用されるのかを見極めるため、商標保護に関する交渉の早期開始について、積極姿勢から慎重姿勢に変化を見せ始め、フランスとの距離を置き始めることになった。一方、ドイツ、アメリカ、フランスでは、当初商標条例に期待を寄せていたが、同条例が外国人に適用されないことが次第に判明すると、同条例に対する評価を見直す動きや、条約改正後に交渉するとして従来方針を見直すべきであるという意見も見られるようになっていた。欧米諸国は、商標条例の布告によって、それ以前に示していた商標保護に関する自国の交渉方針について、見直すきっかけを与えられたといえよう。

(三) 井上覚書と仏の反発

明治十七（一八八四）年八月、井上は、各国から今後の条約改正交渉に関する覚書が提示されたことを受けて、一つの覚書を提示することになった。この中で、商標等の保護については、「専売免許商標又発明ノ保護方ニ付テハ日本政府ハ英国政府ノ所見ニ同意ス又此諸件ノ評議ハ都合ニ依リ通商条約締結ノ後マテ之ヲ遷延セシムル妨ケナシ」と、条約改正交渉とは別交渉にしたいとするイギリスの方針に同意するものであり、場合によっては条約締結後に交渉したいという姿勢を表明することになった。

英独米等の各公使は、井上覚書を「談判ノ基本」等として直ちに承認することになったが、シエンキエウイツツ公使は、「右覚書ハ英国公使ニ宛タルモノニ候ヘ共其英政府ヘ回答シ又其他各国ノ提議ニ答ヘタルモノナ

ル趣ヲ以テセリ(中略)拙者ノ切望スル所ハ閣下ト屢々討究セシ特別ナル問題即チ(中略)生糸ノ輸出税廃止ト工業上ノ所有権保護ノ事ニ関シ候モノナリ(中略)何分覚書中此事ヲ論述セル部分何レニ在ルカ甚タ了解ニ苦候間該件ニ付御説明被下候」と、同覚書は、主としてイギリスに対して回答されたものであって、フランスが最も重視する絹輸出税に関する問題と工業所有権の保護に関する問題には十分に応えていないとして、強く反発することになった。

実は、この経緯には、先に七月末に東京で行われた日英仏独による非公式会合の決定が関係していた。

この会合において、ブランケット英公使は、商標等の保護に関する交渉については、「適切な時期」に開始したいと提案することになった。⁽¹⁶⁴⁾ 同英公使には、先述したように、日本政府による商標条例の運用状況を見極めたという思惑があったため、暫く様子見したいという趣旨からであった。これに対し、シエンキエウイツ公使は、商標等の保護に関する問題は倫理的な問題であるため、短期間で容易に解決できるとして、交渉の即時開始を主張したが、⁽¹⁶⁵⁾ 即時開始を主張したのは同公使だけであったため、商標等の保護に関する交渉については、当面延期されることになった。⁽¹⁶⁶⁾

これを受けて、井上覚書が作成されたため、フランスを除く各国も支持することになり、商標等の保護については、条約改正交渉とは別に暫く後で交渉するという方向性で定まりつつあったのである。

一方、シエンキエウイツ公使は、各国からの支持が得られておらず、焦燥感や孤立感を募らせていた。即ち、イギリスは商標条例によって商号が保護されない点を問題視しているものの、それほど深刻には考えていない、ドイツは日本において法制度の整備が不十分であり、交渉の条件が整っていないため、交渉を急ぐ必要はないと考えている、アメリカは余りにも独特な政策をとっているため、問題外であるとして、⁽¹⁶⁷⁾ 商標等の保護に関する問題の重要性を訴えるフランスの立場とは異なっていた。

とりわけ、シエンキエウイツツ公使は、ブランケット英公使が井上に提示した先述の覚書について、「我が国が非常に重視する商標の保護について棚上げしている」と、以前からイギリスの姿勢に対して不満を抱いていた。そのイギリスがフランスから次第に距離を置き始めると共に、交渉の主導権を發揮しつつあったことに対して、同国への対抗心や不信感も手伝って、この不満は更に増長され、自国の存在感をどうにかして示さなければならぬとして必死だったのである。同公使としては、場合によっては新条約締結後にまで交渉を延期したいとする井上の姿勢は、フランスの立場を軽視しているとして到底容認できなかつたのである。この結果、同公使は、日本政府に対する根強い不信感もあって、少なくとも条約改正後に延期させられることだけは阻止すべく、これまで以上に強硬な姿勢を示すことになった。

新たな対応を迫られることになった井上は、吉田清成外務大輔に対して、「生糸之輸出税は随分苦難多く（中略）終には今日迄過半眼目致し来りたる覚書に水泡に属し、凡て新に改正之義を初むる如場合に立到り可申候」と、特に交渉が難航していた絹輸出税に関する問題を懸念していた。自身の覚書が認められない場合は、これまで交渉を進めてきたことが無駄になってしまうとして、危機感を募らせ、「斎藤より公使え之返書は、草按中故明日可差立云々、何卒一見之上ならば安心仕候」と、腹心の部下であった斎藤修一郎に作成させた返答案について、意見を求めることになった。井上は、どのように返答すべきかについて、一つの正念場であると認識し、不安だったのである。尤も、井上は、絹輸出税に関する問題に注意が削がれ、工業所有権の保護に関する問題に對しては、フランスを除く各国から支持を得ていたこともあり、比較的樂觀視していた。この結果、後述するように、井上は、吉田の修正提案に更なる修正を加えることなく、シエンキエウイツツ公使に対して返答してしまふことになった。

井上から意見を求められた吉田は、商標等の保護に関する井上覚書の趣旨は、先の七月末の非公式会合からシ

エンキエウイツツ仏公使も承知しているはずであるとしつつも、フランスとの間で更なる往復を避けるためとして、以下の修正を提案することになった。

即ち、「工業上ノ所有権保護ノ義ニ付テハ我政府ノ覚書中略其意ヲ表出シタル通ニ候尚敢テ此緊要ノ問題ヲ等閑ニ付スルノ旨意ニハ無之候」という表現を、「工業上ノ所有権保護ノ義ニ付テハ今般此等ノ事項ヲ評議セシトスルトキハ為メニ通商条約全体訂結ノ期ヲ意外ニ遅延セシムルノ恐アルベストノ義英政府ノ意見ニテ我政府於テモ尤ノコトト存候ニ付他各国公使ニ於テ御同見ナレバ此等諸件ハ通商条約訂結ノ後ヲ待テ商議セントスルノ主意ニシテ敢テ此緊要ノ問題ヲ等閑ニ付スルノ次第二ハ無之候」(傍線・筆者)と、提案したのであった。吉田は、工業所有権の保護に関して、問題を軽視しているわけではないと弁明しつつも、条約改正交渉全体が遅延することを回避するため、条約改正後に交渉したいということ、他国も同意していることを明確に伝えるよう提案した。吉田は、返答案の「我政府ノ覚書中略其意ヲ表出シタル通」という曖昧な表現に留めるよりも、この問題は各論であり、それ以外の問題を優先させるため、条約改正後に交渉したいという日本政府の立場を主張することで、フランスを説得しようとしたのであった。

しかし、この修正提案は、問題の重要性を強く主張するフランスの立場を真っ向から否定するものであったため、同国から強く反発を受けることは明らかであった。実際、井上は、吉田の提言の通り、シエンキエウイツツ仏公使に返答することにしたが、同仏公使から、「工業所有権ノ問題ニ至テハ一層簡單ナルモノ也即チ去月廿九日ノ内会議ニ於テ我政府ノ提議ニ対シ起リタル唯ターノ障碍ハ日本政府ニ於テ未タ発明特許ノ法律ナキ事是レナリ(中略)既ニ貴政府ニ於テ商標条例ノ公布アリタリ此上ハ只新ニ一ノ法律ヲ設ケテ之ヲ完全ナラシムノ一事ナリ(中略)工業上所有権ノ保護ヲ目的トセル特別条約書ノ認メ方ニ付テ要スル所ノ研究ノ為メニ会議ノ事業ニ妨碍ヲ来サントノ御掛念ハ拙者ニ於テ御同意難致義ニ有之候」と、反論された。即ち、工業所有権の保護は容易に

解決できる問題であり、特許に関する法律の制定と工業所有権の保護に関する特約の早期締結をすれば良いだけであつて、これらに関する交渉が条約改正交渉全体の進行に支障を来たし兼ねないとする井上の説明には同意できないとして、全面的に反論されることになった。

このように、井上の思惑、即ち、商標等の保護は条約改正後に別交渉するという道筋は、実現するかのようには思われたが、フランスから強い反発を受けることになった。同国は、問題の重要性を訴える立場が各国から支持を得られておらず、焦燥感や孤立感を募らせ、自国の存在感を示すためにも、井上に対して、これまで以上に強硬姿勢を示すことになった。

井上も日本政府としての立場を明確に主張することによって、フランスへの説得を試みようとしたが、失敗することになる。この結果、井上の右の思惑は頓挫し、商標等の保護に関する交渉が条約改正後に行われる可能性は大きく低減することになった。

（四） 日英仏の攻防と明治十八年四月井上案

明治十七（一八八四）年九月、ブランケット英公使は、商標等の保護に関する交渉について、一つの方針を固めることになった。「商標条例を日本人だけでなく、日本に在住している全ての外国人にも適用させる以外、適切な保護を確保する現実的な方法はない⁽¹⁷⁾」として、全在留外国人への商標条例の適用を求めていくことにしたのである。

これより前、ブランケット英公使の元には、カークウッド法律顧問に検討を依頼していた今後の交渉方針に関する提言書が届けられることになった。同書では、グランヴィル英外相から指示されていた、商標等の保護は別交渉を行い、これに関する協定を早期に締結するという方針が否定されていた⁽¹⁸⁾。具体的には、治外法権が存在し

ている限り、日本政府が商標等の保護に関する協定に積極的に参加するとは思えないこと、同協定が締結されたとしても、イギリス以外の在留外国人に対しては有効なのかについて問題となることが指摘されていた。また、最恵国待遇規定から日英間だけでなく、結局は全ての条約締結国と交渉しなければならなくなるため、同協定は日本政府から反対を受けるであろうこと、現状において英商標を保護するための特別な方法は存在していないことも指摘されていた。このため、イギリスの裁判権を移譲した特別裁判所等の設立が唯一現実的な方法であるとして、イギリスも治外法権に関して、何らかの譲歩が必要であるということが提言されていた⁽¹⁷⁶⁾。

既に、プランケット英公使は、同年八月に、商標出願をしていた先述の英社 (Messrs Coaling & Co.) から、商標条例は外国人には適用されない旨の通知を受けたことが知らされており⁽¹⁷⁷⁾、これについては、「予期されたもの⁽¹⁷⁸⁾」として冷静に受け止めていたが、先の提言書を受けて、今後の交渉方針について再検討する必要性に迫られていた。しかし、イギリスの裁判権を移譲した特別裁判所等の設立は、治外法権の問題に抵触し、更に問題が複雑化することにもなり兼ねなかった。このため、同英公使は、カークウッド法律顧問の提案を受け入れることはなく、商標条例の全在留外国人への適用を日本政府に求めていく方針を決めたのであった。但し、交渉時期については、「ほとんど未だ到来していない⁽¹⁷⁹⁾」として、暫く見合わせることにし、その機会をうかがうことになった。

同年十月、プランケット英公使にとって、その機会が訪れることになった。井上から、先述の英社 (Messrs Lane, Crawford & Co.) に関する商標偽造事件について、「我法律中ニ処罰相加フベキ明文無之候得共 (中略) 詐偽贋造ノ意ニ出テタルモノニハ無之全ク欧文ヲ解セサルヨリ其同組合商業用貼札タルヲモ心付ズ唯タ図様ノ整備セルヲ模倣シテ彫刻致趣ニ有之候得共其筋ニ於テ説論ノ上既ニ右貼札ノ販売ハ相止其版面ハ破棄為致候⁽¹⁸⁰⁾」と、明治十六 (一八八三) 年の英商標偽造事件と同様、外国商標偽造を取り締まるための明文規定が存在していないことが改めて説明された上で、関係者を説諭の上、販売を止めさせ、版面も破棄した旨の連絡を受け取ることになっ

たからであった。

井上の対応について、実は、ブランケット英公使は、「ある程度目的を間接的に達成するために行われた現実的な方法⁽¹⁸¹⁾」と、一定評価していたのであったが、英社 (Messrs. Lane, Crawford & Co.) が調査不十分として不満を抱えていることが伝えられると、これを理由に、「貼札ヲ購求致候者及ヒ右貼札調製ヲ同人ニ依頼セル者ノ住所姓名相承度⁽¹⁸³⁾」と、井上に対して追加調査を要求することになった。同英公使は、これを機に、井上に対する圧力を強める姿勢に転じたことになったのである。

井上は、「組合ノ貼札トモ知ラス古瓶ニ貼付致アルヲ見歐文ヲ解セザル処ヨリ其体裁ノ整ヒ居ルヲ以テ同形ニ模倣彫刻セバ一層販路モ宜シカラシ⁽¹⁸⁴⁾」と、外国商標とも知らず欧文も理解できないまま、体裁が良いため自分の商品に貼付すれば売り上げが伸びると考えたという旨の供述内容に基づいて説明した。このことが反って、当該日本人が偽造の目的を抱いていたことは明らかとして、⁽¹⁸⁵⁾ 同英社の不満を招く結果となり、ブランケット英公使に対して、追加調査の口実を与えてしまったのであった。

明治十八（一八八五）年二月、ブランケット英公使は、日本政府が追加調査を行っている最中、更なる偽造行為が発見されたことを受けて、「本件ノ如キ擬造犯ハ毎度ノ事ニシテ且広ク行ハレ候（中略）其筋へ御稟議ノ上一ノ法則ヲ御設定相成以テ大ニ大日本人民ヲ欺ク所ノ右ノ犯罪（外商ニ蒙ラス可キ損害ハ暫ク之ヲ措キ）ヲ再ヒ喚起セシメサル様御取計可相成⁽¹⁸⁶⁾」と、遂に外国商標偽造を防止するための「一ノ法則」（法令）の制定を要求することになった。同英公使は、最終的には商標条例の全在留外国人への適用を実現すべく、まずは、今回の英商標偽造事件を用いて、井上の出方を探ることになったのである。

一方、フランスも日本政府に対する攻勢を更に強めようとしていた。明治十七（一八八四）年十二月、フェリー (Jules Ferry) 仏外相は、シエンキエウイツツ公使から商標等の保護に関する問題の経過報告を受けて、

同仏公使に対して、商標保護に関する特約案を送付すると共に、「フランスの立場」を強く主張するよう指示した。⁽¹⁸⁷⁾ 商標等の保護について、あくまで対日強硬姿勢を貫き、特約の早期締結を迫ろうとする同仏公使の姿勢を支持することになったからである。同月、フェリー・仏外相の指示を受けたシエンキエイツツ仏公使は、早速、井上と会談を行うことになり、商標等の保護に関する特約の早期締結について問い質すことになった。これに対し、「特約の締結に反対しているようには見えない」と、⁽¹⁸⁸⁾ 同仏公使が井上の反応を述べているように、井上は、フランスの要求に対して強く反対することはなく、これまでの姿勢から軟化する姿勢を示すことになった。

明治十八（一八八五）年に入ってから、シエンキエイツツ仏公使は、井上との会談を継続的に行い、二月末には、「井上との約束を信じて良いのであれば、特約の締結には何ら支障はない」と、⁽¹⁸⁹⁾ 特約の締結に自信を深めるまでになっていた。同年三月九日、「本日御面晤ノ榮ヲ有シ候節貴政府ニ於テ工商標保護ノ儀ニ付我国政府ト一ノ条約ヲ締結可相成御企図ニ有之候趣御通話相成」と、井上とシエンキエイツツ仏公使との間で会談が行われ、遂に井上から商標保護に関する特約の締結に同意する旨が伝えられることになる。同仏公使は、井上に対して以下のような商標保護に関する特約案を送付することになった。⁽¹⁹¹⁾

商標保護条約案

仏蘭西共和国政府竝ニ皇帝陛下ノ政府ハ両国人民ノ工商業ヲ充全ニ保護セン事ヲ欲スルヲ以テ之レガ為メ適正ニ委任ヲ受ケタル下名ノ者等ハ左ノ条々ヲ約定ス

第一条

日本国ニ在ル仏蘭西人及仏蘭西国ニ在ル日本人ハ工商標ノ所有権ノ事ニ関シテハ自国人民同様ノ保護ヲ受クベシ

第二条

前条ニ定メタル工商標ノ保護ヲ受ケントスルニハ日本国ニ在ル仏蘭西人ハ農商務省ニ於テ仏蘭西ニ在ル日本人ハ「セーヌ」裁判所ノ書記局ニ於テ条約国ノ法律規則ニ定メタル条件ト法式トニ適從シテ其標ノ登記ヲ受クベシ

此条約ノ適用スベキ工標又ハ商標ハ彼我各国ニ於テ本国ノ法制ニ從フテ其占有者ニ適正ニ得有セラレタルモノタルベシ
言ヲ替テ云ヘハ即チ仏蘭西ノ工商標ノ性質ハ日本ニ於テハ仏蘭西ノ法律ニ從フテ判定シ之レト同シク日本ノ工商標ノ性質ハ仏蘭西ニ於テハ日本ノ法律ニ從フテ判定スベシ

右ノ確証トシテ下名ノ者等ハ云々……

この草案において、第一条では、商標について、自国民と同様の保護を受ける旨が規定され、第二条では、「条約国」の法律に従って相手国で登録を受ける旨が規定された。ここで、「条約国」とは本国のことであって、仏商標は日本においても仏法が適用される一方、日本商標もフランスにおいては日本法が適用される旨が規定されていた。

しかし、かかる第二条によれば、日本国内にもかかわらず、仏商標に対して日本の法令が及ばないことになってしまふ。それは、外国人が日本の法令に服することを条件として、外国人にも日本国内を開放するという内地開放宣言の原則に反することは明らかであり、井上にとつては、到底受け入れられないものであった。このため、井上は「篤ト熟考ノ上当方ノ意見可申進候¹⁹²」と、正式な回答については、一旦保留することになった。

翌四月、井上は、シエンキエウイツツ仏公使に対して、「該条約ハ互相ノ主義ニ基キ候故貴我両国ノ為有益ノ事ニ可有之我政府ニ於テ至極御同意ニ付今般条約改正案中ニ書加候様致度候¹⁹³」と、フランス案については、現在作成中の条約改正草案に書き加えたいと回答した。同月二十五日、井上は、各国公使に対して、「改正協定案(DRAFT REVISED CONVENTION)」と題された草案（明治十八年四月井上案）を内示し、商標保護に関して、同草案の第十六条で以下のように規定した。¹⁹⁴

ART. XVI.

The High Contracting Parties agree that any counterfeiting in one of the two countries of the trade marks affixed in the other on merchandise to show its origin and quality shall be strictly prohibited, and shall give ground for an action for damages in favor of the injured party, to be prosecuted in the Courts of the country in which the counterfeit shall be proven. The trade marks in which the subjects of one of the two countries may wish to secure the right of property in the other, must be recorded, to wit : the marks of Japanese subjects at ; and the marks of subjects at the Department of Agriculture and Commerce in Tokio. It is understood, however, that if a trade mark has become public property in the country of its origin, it shall be equally free to all in the other country.

この条項では、締約国は商標の偽造禁止と偽造が行われた国の裁判所において損害に対する提起が行われることに同意する旨や、商標は保護を受けようとする国において登録されなければならないこと、商標が本国において公用となった場合は他方の国において自由に使用できる旨が規定されていた。

しかし、この条項において、フランス案第二条において規定されていた、本国の法令に従って相手国で登録を受け、仏商標は日本においても仏法が適用されるという旨の内容は採用されなかった。井上は、日本国内においても仏商標には仏法が適用されるというフランス案には容認できず、外国人が日本において商標の保護を受けようとするならば、商標条例等の日本の法令を遵守する必要があるという姿勢を控えめながらも示したのであった。このように、商標保護に関する規定は明治十八年四月井上案から設けられることになったのは、井上の判断によるものであった。シエンキエウイツツ仏公使は、以下のように記述している。

「本月十六日の会合において第十六条を協議した際、直ちに、デーノンホフ伯爵とプランケット氏は、この条項

を協定案から削除すべきだと発言しました。小官は直ちに、井上外務卿には既に商標に関する取決めを直ちに行うのか、或いは協定の一条項をこの問題に充てるか、どちらかを選ぶよう提案済みであることを明言しました。井上伯爵は後者を選択していたため、小官は、条項の内容には疑問を抱きつつも、条項自体は維持することを主張したのです。結局、条項は維持されることになりました（A la réunion générale du 16 de ce mois, lorsqu'on donna lecture de l'Article XVI, le Comte Doenhoff et M. Plunkett déclarèrent aussitôt qu'il fallait rejeter cet article de la convention. Je m'empressai de déclarer que j'avais proposé au Ministre des Affaires Étrangères, soit de faire immédiatement un arrangement concernant les marques de fabrique, soit de consacrer un article de la Convention à cette question. Le Comte Inouyé avait adopté ce dernier système et dès lors je réclamaï le maintien de l'article tout en faisant des réserves sur la rédaction. L'article fut maintenu⁽⁶⁵⁾）。

これは、同年七月、明治十八年四月井上案を受けて、欧米諸国の間で開催されることになった非公式会合の内容について、シエンキエウィッツ公使がフレシネ（Freyssinet）仏外相に報告した一節であるが、ここには、井上自ら商標保護に関する規定を明治十八年四月井上案に設ける選択を行ったことが記述されている。

シエンキエウィッツ公使は、既述のように、商標等の保護は条約改正後に交渉したいとする井上に対して、この問題を軽視しているとして厳しく批判していた。その際、同公使は、井上に対して、商標等の保護に関する特約を直ちに締結するのか、又は条約改正草案にこれに関する一条項を設けるのかについて要求していた。しかし、明治十七年七月の仏覚書で表明し、先の特約案まで送付したように、同公使が強く求めていたことは前者であった。

これに対し、井上は、条約改正後に商標等の保護を交渉したいとする方針は、フランスへの説得が失敗したこともあって、もはや難しいという判断に傾いていた。一方で、井上は、既述のように、商標等の保護に関する交

渉を先行して行うことに消極的であった。また、井上にとって容認できない内容を含んでいたフランス案を基に、強硬な姿勢を示していたフランスとの直接交渉は難航が予想され、最惠国待遇の関係から、結局はフランス以外の国とも交渉を行わなければならなかった。

この結果、井上は、フランスの強い要求によって、特約の締結に一旦同意したものの、それから一転し、フランス案において不都合な箇所は採用せず、その代わりに、日本において外国人が商標の保護を受けようとするならば、全ての外国人も日本の法令を遵守する必要があるとして、日本側の主張を反映させた条項を作成したのである。井上は、条約改正を機に、自身の主張を欧米諸国にも容認させるため、商標保護に関する規定を明治十八年四月井上案に組み込んだのであった。

その一方で、井上は、イギリスからも外国商標偽造を防止するための法令の制定を求められていたが、これら到底容認できないものであった。なぜなら、全ての外国人が日本の法令を遵守するという合意が各国との間で形成されていない中で、日本政府がそれに関する法令を先行して制定することは、外国人の権利を認める一方で、外国人には日本の法令が及ばないという状況を生じ兼ねなかったからである。

このため、同年五月、井上は、法令の制定を求めていたプランケット英公使に対して、先述の英社 (Messrs Lane, Crawford & Co.) の追加調査の結果を連絡することになった。その際、訊問調書等の関係書類を添付すると共に、当該日本人が偽造の目的を抱いていたことを証明する十分な証拠を発見することができなかったこと、また他の関係者についても既に病死してしまっていたことを説明したものの、法令の制定を求める同英公使の要求について言及することはなかった。井上は、同英公使の要求を巧みにかわしたのである。プランケット英公使も、同英社が井上の対応に満足している旨を伝えるに留まり、これ以上の追及を控えざるを得なかった。⁽¹⁹⁷⁾

井上は、明治十八年四月井上案作成後、日本において外国人が商標の保護を受けようとするならば、外国人も

日本の法令を遵守する必要があるという主張を明確に展開するようになった。即ち、明治十八（一八八五）年十一月、ハバード米公使から商標条例が外国人にも適用されるかについて問い合せがなされた際、井上は、「如何せん日本ノ締結セシ条約箇条ニ与ヘラレタル解釈ハ不幸ニモ日本人民ノ外他国人民ニ対シ商標条例ヲ適用スルニ就テハ避クヘカラサル故障ト相成候仰モ某人民ニ対シ法律ノ特権及ヒ利益ヲ与ヘ彼ニ於テ該法ニ必従スヘキ義務ヲ遵守セサルトキハ極メテ危険ノモノニ有之候（中略）然ルニ右義務未遵守ノ承諾無之間ハ我政府ニ於テ外国商標ニ付与シ能フヘキ保護ハ只日本人民ニ対シテノミ有効タルモノニ有之候⁽¹⁹⁸⁾」と応じた。井上は、現条約では同条例を適用するには欠陥がある上に、同条例に基づいて保護を与えたにもかかわらず、外国人が同条例を遵守しない場合は極めて問題であるため、同条例を遵守するという合意が日本と各国との間で成立しない限り、外国人にも適用することはできないと説明した。既述のように、井上は、内地開放の条件として、外国人が日本の法令を遵守することを求めていた。井上は、商標保護に関する問題も条約改正における一つの交渉事項であるとして、明確に位置付けるようになっていたのである。

一方、明治十八年四月井上案を受けて、欧米諸国（参加国は、英、仏、独、露、奥、伊であり、後に、アメリカ、ベルギー、ポルトガル、スイスが加わった。）の間では、東京のドイツ公使館において、三回にわたって非公式会合が開かれることになった。⁽¹⁹⁹⁾この内、同年七月十六日に行われた会合において、プランケット英公使とデーノンホフ独公使は、明治十八年四月井上案第十六条について削除を提案することになった。⁽²⁰⁰⁾両公使は、商標等の保護は別交渉にするという姿勢を依然として崩していなかったため、第十六条の削除を提案したのであった。

これに対して、既述のように、シエンキエウィツツ公使は、井上に対して商標保護に関する特約の締結を直ちに行うのか、又は条約改正草案にこれに関する一条項を設けるのかについて既に提案していた旨を説明し、井上が後者を選択したことを理由に、条項そのものを削除することには反対した。⁽²⁰¹⁾尤も、同公使は、当該条項の

内容自体には疑問を抱いていた。即ち、日本において日本人により偽造が行われた場合には問題ないが、日仏以外の第三国において偽造が行われた場合、問題があると考えていた。第三国の裁判所に提起することはできるものの、その国の裁判所がその国以外の国民に対しても拘束力を有するのかについて、新たに問題となってしまうからであった。このため、同仏公使は、井上に対して、単純に互いに権利付与を認めるといふ旨を規定するのが望ましいと修正要求していた。⁽²⁰²⁾

しかし、商標保護に関する条項が明治十八年四月井上案に設けられることになった以上、シエンキエウィッツ公使は、この成果を逃すまいとして、この条項が明治十八年四月井上案から削除され、商標保護に関する交渉が条約改正後にされてしまうことだけは回避するため、イギリス、ドイツに対して、日本を盾に反対したのであった。同仏公使は、明治十八年四月井上案を受けて、イギリス、ドイツに対抗するため、特約の締結という従来の主張から条約改正会議での問題解決を主張するようになったのである。

結局、この会合では、シエンキエウィッツ公使の主張が認められ、第十六条は維持されることになった。⁽²⁰³⁾ これまで欧米諸国の間では、商標等の保護は暫く後で別交渉を行うという姿勢がイギリス、ドイツを中心に有力であった。しかし、同仏公使が、「最近では、アメリカ公使やベルギー公使も同じ方向で進めており、条約改正会議において必ず解決されるはずである」と自信を示していたように、アメリカやベルギー等でも、条約改正会議において問題解決を求める意見が次第に高まり、第十六条の維持を主張するフランスに対して、広く支持が寄せられるようになっていた。こうした欧米諸国の変化について、ホルレーベン (Theodor von Holleben) 独公使は以下のように説明している。

「日本の知事は外国商標偽造に対して商標条例では対応できないと説明しました。そうした状況において、この問題に関心を抱いている外国の外交官たちが、条約を締結することによって、この問題を解決したいという願

望を抱いたことは（中略）極めて当然でした⁽²⁰⁵⁾。

他の欧米諸国は、商標条例では外国商標が保護されないため、これまでの交渉方針を見直し、条約改正会議において問題解決を図ろうという姿勢に変化していたのであって、その結果がフランスに対する支持へと集まることになったのである。

こうして、商標保護に関する規定が明治十八年四月井上案から設けられることになり、シエンキエウイツ公使は、「イギリス、ドイツの反対を受けながらも、外国商標の保護を確立することに成功した⁽²⁰⁶⁾」と、自身の成果を誇らしげに語った。それは、条約改正を機に自身の主張を欧米諸国にも容認させるべく、条約改正草案にあえて組み込んだ井上の選択と、条約改正会議において問題解決を求めるようになった他の欧米諸国の姿勢の変化によるものでもあったのである。

（五） 外国商標偽造事件の局地化

明治十八年四月井上案において、商標保護に関する規定が設けられることになったが、その後も、井上の下には、外国商標が偽造されている等として苦情が寄せられることになった。

明治十八（一八八五）年十月、英社（Messrs. A. & F. Pears Co.）の偽造品が販売されているとして、プランケット英公使から、関係者の調査と偽造行為を止めるよう求められることになった⁽²⁰⁷⁾。今回、イギリス側において、事前に関係者の特定等、十分な証拠が集まっていなかった中で、同英公使が、同社が著名であったことを考慮したことによるものであった⁽²⁰⁸⁾。

この事件は、日本文字では商品が売れないと考えた日本人が、自身もアルファベットは理解できなかったものの、当該英社の商品を見本として、「此通り西洋文字ニテハ能クナイ故仮令読メストモ宜敷故此西洋字ヲ入替へ

図2 偽造商標 (上) と英商標 (下)



出典：F.O.46, Vol.343, p.61.

(中略) 此西洋石鹼ノ体裁ニ製作シ呉レ⁽²⁰⁾と、全てを模倣することは問題がある⁽²¹⁾と認識した上で、一部を変更した類似品を業者に製作させていたものであった。確かに、図2のように、外観は極めて類似しているものの、「A & F. PEARS」という文字が「V & F. BFARS」に変更されている等、一部に変更が加えられていることも分かる。

井上は、プランケット英公使に対して、「差止方御申越ノ趣承知致候(中略)世人ヲ欺罔スル不良ノ所為ト認候⁽²¹⁾」と、不良の所為であると直ちに認めると共に、同英公使の要求を承諾した旨を返答した。「法律上ノ議論ニノミ拘泥シテ(中略)其假差置キ候ラハ国际上ニモ影響ヲ及シ(中略)外国人ニ対シ友誼ノ主意ニ基キ差止メ相成候様夫々御訓達有之度⁽²¹⁾」と、今回の事件においても、法的問題は差し置くとして、イギリスに対する「友誼ノ主意」から、井上は同英公使の要求に応じることにしたのである。

その際、井上は、これまでの事件とは異なる手順を踏むことになった。井上は、大迫貞清警視総監に対して直接調査を依頼することにしたのである⁽²¹⁾。これまで関係者の調査を行う際、関係閣僚の了解を得た後に、外務省から内務省に対して調査の依頼を行い、それに基づいて内務省が関係当局に調査の指示を出していた。井上はこの手順の一部を省略し、鳩山和夫外務省取調局長と大迫警視総監との間で事前に調整をつけた上で、自ら警視総監に対して直接調査の依頼を出すことにしたのであった。

この結果、捜査当局が速やかに調査に乗り出すことが可能となり、同年十二月には、井上は、大迫警視総監から調査報告を直接受け取ることができ⁽²⁴⁾、翌明治十九(一八八六)年一月、プランケット英公使に対して、関係者の取調べと関係品の差し押え等を行った旨を伝えることができたのであった⁽²⁵⁾。

また、関係閣僚も引き続き井上の対応に理解を示すことになった。谷干城農商務大臣は、「交際国ノ友誼ニ關係場合ニ於テハ不容易儀ニ付其旨ハ内務省へ御照会相成可然⁽²¹⁶⁾」と、対英關係は重要であるとして理解を示した。山縣有朋内務大臣も、「如何処分シ可然哉⁽²¹⁷⁾」と対応に苦慮している關係当局に対して、「偽造ノ石鹼及ヒ其容器ヲ差押ヘ偽造ニ係ル石鹼ノ文字ヲ消徐シ容器ニ貼付セル偽造ノ商標ヲ剥取シ嚴ニ後來ヲ警戒シテ之ヲ本人ニ還付スヘキ事⁽²¹⁸⁾」と、具体的な対応方法を指示する等、井上を支援していたのであった。政府内には、目前に迫っていた条約改正会議に対して、少しでも悪影響が及んでしまうことを抑える一方で、イギリスから少しでも好意を得たという思惑が広く共有されていたといえよう。この結果、井上が先のような対応をとることが可能となり、この事件における対応は、今後同様の事件に対する模範とされることになった。⁽²¹⁹⁾

例えば、明治十九（一八八六）年二月、独社（Firma Am. Reis）から、自社商標が日本（大阪）において偽造されているとして、小松原英太郎駐独臨時代理公使を通じて、苦情が伝えられることになった。⁽²²⁰⁾ 日本外務省は、先の英社（Messrs. A. & F. Pears Co.）に関する事件と同様、「好意上其請求ヲ容レザルヲ得サル⁽²²¹⁾」として、關係当局に直接調査を依頼した。この結果、日本外務省は、その約十日後には、建野郷三大阪府知事から「色装ニ貼用スル「レッテル」原板及模型共毀却致シ再応不都合無之候様嚴責致置候⁽²²²⁾」と、關係者の取調べと關係品の毀却等を行った旨の報告を受けることができたのであった。

一方、ブランケット英公使も、「友好の精神」⁽²²³⁾が示されたとして、井上の既述の対応を高く評価し、英社（Messrs. A. & F. Pears Co.）も満足を示した⁽²²⁴⁾ことから、これ以上の追及は控えることになった。同英公使は、商標等の保護は別交渉にするという建前を崩していなかったが、⁽²²⁵⁾明治十八年四月井上案に対する非公式会合の決定を受けて、先述の英社（Messrs. Lane, Crawford & Co.）に関する事件のような強硬姿勢を示すことはなく、これまでの姿勢を弱めることになった。

ブランケット英公使は、条約改正会議が開催された後の明治十九（一八八六）年九月にも、先述の英社（Messrs. Cocking & Co.）の商標が再び偽造⁽²²⁷⁾されているとして、井上に苦情を寄せることになったが、今回の事件と同様に、井上が迅速に対応したこともあって、もはや厳しい姿勢を示すことはなかった。明治二十（一八八七）年の頃には、「申し入れは証拠が明白な場合に限り行うことが望ましく、疑わしい場合にまで頻繁に申し入れを行うことは、本当に困難な場合の私の権力を弱める⁽²²⁸⁾」として、証拠が明白な場合以外、日本政府に苦情を寄せることは出来る限り抑制したいという姿勢を示すようになっていた。同英公使の下には、依然として外国商標偽造に関する苦情が寄せられていた。しかし、明治十八年四月井上案に商標保護に関する規定を設けることが決定済みであり、英社（Messrs. A. & F. Pears Co.）に関する事件では、十分な証拠が集まっていな中で苦情を寄せていた。同英公使としても、法的根拠が存在していかかわらず、度々苦情を寄せていることに対する日本政府の反発を懸念し、条約改正会議にまで悪影響が及んでしまうことを極力抑制するため、この問題を局地化しようとしていたのであった。

しかし、英外務省は、ブランケット英公使に対して、「全ての場合において、イギリスの利益を保護するため⁽²²⁹⁾にいかなる手段をも講じるべきである」と、商標等の保護に関する問題については、日本政府に対して、その都度対応を求めるよう指示していたことから分かるように、不満を抱いていた。英外務省には、依然として英産業界から、日本における商標保護に関する問い合せや、偽造事件が発生した場合の裁判手続きに関する問い合せ等⁽²³⁰⁾が相次いで寄せられていた。中には、日本における商標保護を強く主張する陳情書も出されるようになっており、英外務省としては、「現在交渉中である」と回答する他なく、英産業界からの高まる不満に対して、少しでも彼らの不満を解消するためにも、更に圧力をかける必要があると考えていたのであった。⁽²³¹⁾

また、ドイツでも、先の独社（Firma Am. Reiss）に関する商標偽造事件を受けて、リュウアーゼン（Johannes

Lihlsen) 独上海総領事から、独商標を保護するための規定を条約改正草案に設けることが提案されたように、⁽²³⁴⁾従来交渉方針の見直しを求める意見も出されるようになっていた。これに対し、独外務省は、商標等の保護については、新条約が成立するまでは何も指示しないと⁽²³⁵⁾して、従来方針を維持する姿勢を示していたため、これ以上の動きを見せることはなかった。この背景には、井上の迅速な対応の他に、独外務省が日本の工業力を軽視していたことも一因であった。独外務省は、明治十八（一八八五）年の専売特許条例によって特許が認められた発明に注視していたのであったが、「一日平均二件の特許が与えられているが、これらは大抵農業機具に関するものである」⁽²³⁶⁾として、依然として日本の工業力は未熟であり、ドイツの工業力には遠く及ばないという認識を示し、商標等の保護に関する問題を低く位置付けていたのであった。⁽²³⁷⁾

このように、井上は、明治十八年四月井上案提示後も、引き続き、外国商標偽造事件に対して問題の局地化を図り、加えて、より迅速に対応するために、政府内手続きの一部を省略して、条約改正会議への影響を最小限に抑えようと努力することになった。また、イギリスやドイツにおいても、日本において外国商標が保護されない現状に不満が燃り続けていたものの、度重なる苦情は控えたいというプランケット英公使の姿勢や、従前同様、他の交渉を優先すべきであるとする独外務省の姿勢もあって、井上は右の思惑をどうにか達成する形で条約改正会議に臨むことになったといえよう。

五 条約改正会議

(一) 明治十九年五月井上案

明治十九（一八八六）年五月一日、条約改正草案を審議するための条約改正会議が東京において開催されるこ

とになった。この改正会議は、翌明治二十(一八八七)年七月十八日まで、先の予備会議同様、合同会議形式によって開催された。会議参加国は予備会議の参加国である、日、英、仏、独、墺、露、伊、蘭、スペイン、スイス、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、ポルトガル、アメリカに加えて、後にハワイが参加することになった。

第一回会議において、井上は、新たに作成した条約改正草案(明治十九年五月井上案)を提出することになった。同草案は、井上が、アレキサンダー・シーボルト(Alexander von Siebold)らと共に、先の明治十八年四月井上案に修正を加えたものであり、⁽²³⁸⁾商標保護に関して、第七条で以下のように規定されていた。⁽²³⁹⁾

ARTICLE VII.

The High Contracting Parties agree that, with regard to trade-marks,

.....subjects shall enjoy in Japan, and Japanese subjects shall enjoy in the same protection as native subjects.

The trade-marks in which the subjects of one of the two countries may wish to secure the right of property in the other must be recorded at the proper office, in conformity with the conditions and formalities prescribed by the Laws and Regulations of the country in which such record is made.

The exclusive right to use a trade-mark in the other country cannot exist for a longer period than that fixed by the law of the country of its origin. If a trade-mark has, however, become public property in the country of its origin, it shall be equally free to all in the other country.

(商標ニ関シテハ、人民日本ニ於ケルモ日本人、国ニ於ケルモ各其内国人ト同一ノ保護ヲ受クヘキ事ヲ締約
両国ニ於テ議定ス

締約国一方ノ人民他ノ一方ニ於テ所有權ヲ得ント欲スル商標ハ登録ヲ為ス国ノ法律規則ヲ以テ制定シタル要件及ヒ手續

ニ循環シ該国相当ノ官衙ニ於テ之ヲ登録スヘシ

此国ニ於テ彼国ノ商標ヲ専用スルノ権ハ此国ノ法律ヲ以テ制定シタル期限ヲ超ユルヲ得ス若シ彼国ノ商標其本国ニ於テ公衆ノ所有ニ帰シタルトキハ此国ニ於テモ亦自由ニ之ヲ使用シ得ルモノトス⁽²⁴⁾

第一項では、商標について内国人と同様の保護を受けるといふ旨が規定されることになった。

第二項では、保護を受けようとする商標は、登録が行われる国の法令に従って登録されなければならないことが新たに規定されることになった。

第三項前段では、他方の国において使用する商標は他方の国の法律が規定している年限を超えて使用することはできないこと、後段では、本国において公用となった商標は他方の国においても自由に使用できることが規定されることになった。

尚、井上は、この草案提出後間もなくして、新たに修正版を改正会議に提出しているが、第七条については、第三項の誤記が修正された他は、特に大きな修正は加えられていない。⁽²⁴⁾

同草案において、井上は、外国人が日本において商標の保護を受けようとする場合は、日本の法令に従って登録を受けなければならないことをより明確に規定することになった。

先の明治十八年四月案においても、井上は、商標は保護を受けようとする国において登録されなければならないという旨を規定すると共に、同案第五条において、在留外国人は日本の一般的な法律（general law）に従う義務を負い、行政規則（Administrative Regulations）等に拘束される旨も規定していたが、この「一般的な法律」や「行政規則」等に商標条例等が含まれるのか否かについては必ずしも明確ではなく、いずれの国の法律に従って登録を受けるのか等について疑義を生じるおそれがあった。

しかし、同草案において、井上は、この点を明確にし、外国人が日本において商標の保護を受けようとする場合、日本の法令を遵守する必要があるということを明記した。但し、井上が同草案において望んでいたことは、欧米諸国が罰則規定も含めた商標条例の全てを受諾することであつて、外国人が商標条例に違反した場合の裁判管轄については、外国裁判所が担うことを想定していたようであつた。⁽²⁴⁶⁾

井上は、シエンキエウイツツ仏公使との間で、特許の保護についても事前に同意していたが、結局規定することとはなかつた。この背景には、明治十九（一八八六）年十月、「特別例外ノ処置」⁽²⁴⁵⁾を求めるハバード米公使から、アメリカ人にも特許を認めるよう再度請求が出された際、吉田清成農商務次官が「外国発明品ニ対シ特別専売等ノ保護ヲ与へ候義ハ当省ニ於テ何分詮議ニ難及候」⁽²⁴⁶⁾と述べていたように、農商務省内には外国人に対して特許を認めることに根強い反対論が存在していたためであつた。

版權の保護について、同草案には、外国人に出版条例を適用する旨の規定が設けられたが、それは、明治十三年井上案と同様、国内の治安維持等の観点からであつた。井上は、「行政規則中現行ノ儘ニシテ最モ外国人ニ適施シ難キハ新聞条例出版条例是ナリ（中略）各国ノ法ニ比較シテ多少過嚴ノ箇条アルヲ免カレス故ニ之ヲ改正シ且各国ノ体裁ニ倣ヒ出版条例中ニ新聞ノ事ヲ包括セシメ出版条例中版權ノ事ハ別ニ条例ヲ設ケラレン事ヲ要ス」⁽²⁴⁸⁾と考へていた。井上は、版權に関する事項については、除外する等の改正を行った上で、新たな出版条例の適用を目指す姿勢を示していたことから、外国人の版權保護の観点は、明治十三年井上案よりも弱められることになつた。

井上は、明治十九年五月井上案において、外国人が日本において商標の保護を受けようとする場合、日本の法令を遵守する必要があるという主張を明確にする一方で、外国人の特許や版權については依然として認めない姿勢を示し、自国の利益をより鮮明に打ち出したといえよう。

一方、既述のように、プランケット英公使やハバード米公使は、外国人への商標条例の適用を求めていた。また、シエンキエウィツツ公使も、「十分と思われる保護が与えられている⁽²⁴⁹⁾」と、同条例を評価し、遵守することには理解を示していた。井上の右の主張は、欧米諸国の間においても受け入れられつつあり、日本と欧米諸国との間で合意形成の可能性は高まっていたといえよう。

（二） 英独案の提出と「通商及航海条約草案」の作成

改正会議では明治十九年五月井上案について審議が行われることになったが、審議は大いに難航することになった。このため、明治十九（一八八六）年六月、プランケット英公使は、こうした状況を打破しようと、井上の同意を得て、ホルレーベン独公使と共に、新たに作成した草案（英独案）を提出することになった。⁽²⁵⁰⁾

同草案では、批准後二年以内に内地を開放し、外国人に内国民待遇を与え、外国人の内地での旅行、居住、商業の営業、動産及び不動産の取得を認めると共に、条件付であるものの、明確な時期に領事裁判を撤廃することが規定されることになった。

また、プランケット英公使とホルレーベン独公使から、通商事項は別条約を締結する旨も説明され、これに対し、日本を含めた各国は支持を表明したため、今後の会議では明治十九年五月井上案に代わって、同草案が審議されることになった。

同年十月、暫く休会の後、会議が再開され、英独案の審議が本格的に開始されることになった。再開後の会議では、主に裁判管轄に関する審議が行われ、通商事項に関する審議が開始されるようになったのは、翌明治二十（一八八七）年四月二日の会議において、青木周蔵外務次官から「通商及航海条約草案」が提出されてからであった。⁽²⁵¹⁾ 同草案では、商標等の保護に関して、第三条で以下のように規定されていた。⁽²⁵²⁾

第三条

締盟国ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ版図内ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ専売特許商標及凶案ニ関シ内国臣民ト同一ノ保護ヲ享クベシ

締盟国ノ一方ニ於テ右互相ノ保護ヲ他ノ一方ノ臣民ニ与フルノ程度及ビ年限ハ該臣民カ其本国ニ在テ保護ヲ享クルト同様タルベシ

一国ニ於テ普通用トナリタル商標ハ他ノ国ニ於テモ均シク自由タルベシ

同草案は、ブランケット英公使が、明治十九年五月井上案について、英国と他の欧米諸国との条約を参考に修正することが良いとの意向を示していたことから、⁽²⁵³⁾ 明治十六（一八八三）年六月の英伊通商条約（The Anglo-Italian Treaty of Commerce of the 15th June, 1883）に基づき新たに作成されることになり、⁽²⁵⁴⁾ 同条約第十七条には以下のように規定されていた。⁽²⁵⁵⁾

XVII

The subjects of each of the Contracting Parties shall have, in the dominions and possessions of the other, the same rights as native subjects in regard to patents for inventions, trade-marks, and designs, upon fulfilment of the formalities prescribed by law.

英伊通商条約の右の第十七条には、特許、商標、意匠に関して、相手国の法律に従って手続きを行う場合は、内国民と同様の保護を受ける旨が規定されていたのであり、「通商及航海条約草案」第三条第一項は、この条項

に基づいて作成されたことが分かる。

また、「通商及航海条約草案」第三条は、明治十九年五月井上案第七条の基本的な内容をほぼ包摂していることも分かる。即ち、第一項は、明治十九年五月井上案第七条第一項及び第二項に相当し、新たに商標だけでなく特許や意匠についても内国民と同様の保護を受ける旨を規定し、また、明治十九年五月井上案第七条第二項と同様、相手国において保護を受けようとする場合は、その国の法律に従って手続きをしなければならないことも規定することになった。

第二項は、明治十九年五月井上案七条第三項前段に相当し、保護の程度及び年限は自国の法律によって規定されているものと同等である旨を規定することになった。

第三項は、明治十九年五月井上案七条第三項後段に相当し、一方の国において公用となった商標は他方の国においても自由に使用できることを規定することになった。

尚、著作権の保護については、先述したように、日本側も一貫して規定を設けることに反対していたことや、⁽²⁵⁶⁾最惠国待遇規定の問題もあって、結局、規定には盛り込まれることはなかった。

四月二十二日、プランケット英公使、青木周蔵外務次官、ファン・デル・ポット (J. van der Pot) 蘭弁理公使、ザッペ (Eduard Zappe) 独第二委員、ハバード米公使、ルクー (Andre Lequeux) 仏第二委員から構成された通商事項取調委員会において、同草案を検討することが決定し、⁽²⁵⁸⁾同月二十七日、第一回委員会が開催されることになった。⁽²⁵⁹⁾

同委員会において、第三条は、同月末から翌五月上旬にかけて審議され、⁽²⁶⁰⁾第一項及び第二項については、語句修正の上、維持されることが決定し、第三項については、不必要として削除されることになった。⁽²⁶¹⁾

また、ルクー仏第二委員は、「工業所有権保護条約の個条を通商及航海条約中に挿入し以て日本原案の個条に

代ふ可し(中略)万国条約に依て与ふる所の保護は音に専売特許、商標及び図案に適施す可きのみならず尚又商店の商号にも適施すべきものたるに付日本原案に掲載する所よりも其範圍一層拡大なりとす⁽²⁶²⁾と、パリ条約条項の追加を發議した。商号の保護等、より広範な保護を目指すためであった。プランケット英公使とファン・デル・ポット蘭弁理公使はこれに賛成したが、「独逸国及び日本国は未だ巴里万国条約に加盟せざるに付」⁽²⁶³⁾、結局第三条は以下のように決定した。⁽²⁶⁴⁾

第三条

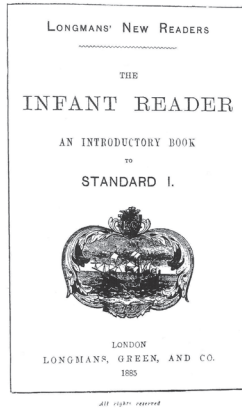
締盟国ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版図内ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ専売特許、商標及ビ図案ニ関シ内国臣民ト同一ノ保護ヲ受クベシ

両締盟国ハ其臣民或ハ人民カ自国ニ於テ保護ヲ受クルノ区域及ビ年限ハ前項ノ保護ヲ与フルモノトス

明治十九年五月井上案第七条において、最も重要な第一項及び第二項は、基本的な内容に大幅な修正が加えられることなく、「通商及航海条約草案」第三条第一項に包摂された。ここにおいて、商標等の保護を日本で受けようとする場合は、外国人も日本の法令を遵守する必要があるという井上の主張が実現することになったのである。また、同条項は、プランケット英公使が「十分な保護⁽²⁶⁵⁾」と自負しているように、外国人への商標条例等の適用を求めていた欧米諸国にとっても満足できる内容であった。

このため、同条項は、井上期以降の条約改正交渉においても、根幹に関係するような大きな修正が加えられることなく、明治二十七(一八九四)年の日英通商航海条約第十七条に引き継がれることになった。井上期において、日本と欧米諸国との間で、日本は外国人の商標等を認める代わりに、欧米諸国も日本の法令を遵守するとい

図3 中表紙（右上）と奥付（右下）



64

64		THE INFANT READER									
		ADDITION TABLE.									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84
85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96
97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108
109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120

Printed and Published by Messrs. Longmans, Green & Co., 21, Bedford Square, London.

64

ロングマンズ、ニエリーダー獨案内

賣捌人 金 港 堂

萬 里 堂

寓 身 屋 敷 野 口 義 太郎

京都 堀田 町 上 町 地 柿 山 鎮 三 郎

東京 堀田 町 野 口 義 太郎

明治廿年二月九日親刻御届同年二月出版

94

う基本合意が形成されたことは、大きな成果であったといえよう。

(三) パリ条約、ベルヌ条約加盟要求

明治二十（一八八七）年五月、東京において改正会議が行われていた頃、ロンドンでは新たな動きが見られるようになっていた。ソールズベリ（3rd Marquis of Salisbury）英外相は、プランケット英公使に対して、日本にパリ条約、ベルヌ条約への加盟を促すよう、新たに指示したのである。⁽²⁶⁶⁾ 同英外相が、英出版社（Messrs. Longmans, Green & Co.）から、同社の英語教科書が日本において無断で複製されているとして、被害が訴えられると共に、日本のベルヌ条約への加盟の必要性も指摘されたためであった。⁽²⁶⁷⁾ 図3のよ

出典：F.O.46, Vol.372, pp.64, 94.

うに、中表紙中央部に、**THE INFANT READER**等、同中央下部に、**LONDON**

LONGMANS, GREEN, AND CO. 1885” “All rights reserved” という記載もなされていたが、奥付には、翻刻出版人、写真石版印刷人、売捌人と共に、「明治二十年二月九日翻刻御届同年三月出版」という記載もされていることが分かる。カリー (Sir Philip H. W. Currie) 英外務次官は、「日本に圧力をかける良い機会である⁽²⁶⁸⁾」として、これを機に、パリ条約、ベルヌ条約の加盟についても要求し、更なる圧力をかけようとしていたのであった。

このため、七月上旬、ソールズベリ英外相からの先述の指示を受けたブランケット英公使は、通商事項取調委員会において、英出版社の被害を訴えたと共に、同英外相から日本に対してパリ条約、ベルヌ条約への加盟を勧告するよう指示を受けた旨を説明し、後日、日本に対して両条約への加盟を正式に要求することになった⁽²⁷⁰⁾。同英公使としても、英外相の指示を受けて、再び圧力をかけることにしたのであった。

ソールズベリ英外相は、七月下旬、ブランケット英公使に対して、「通商及航海条約草案」第三条について、他国の動向にイギリスも影響を受けてしまうこと等を理由として、第一項以外は削除するよう修正指示した。その際、改めて日本に対してパリ条約、ベルヌ条約への加盟を促すこと、及び著作権や工業所有権の侵害に対する救済方法についても協議するよう指示した⁽²⁷¹⁾。同英外相は、この事件を契機として、改正会議において、日本に対して知的財産権の保護を強く要求する姿勢を打ち出すことになった。これまで問題を局地化することによって、極力改正会議への影響を抑えようとしていた井上にとつて、最も懸念されていた事態が発生してしまったのである。

日本側は、従前同様、両条約への加盟について拒否する姿勢を崩していなかった。尤も、ベルヌ条約については、明治十九(一八八六)年一月にウォルフ瑞西総領事から再度加盟を勧誘された際は、改正会議が目前に迫っていたこともあって、井上は、「美拳ニ有之候得共本邦現今之実況ニテハ右条約加盟ノ儀ハ不便之事可有之候ニ付姑ク其決議ノ数ニ加入スルコトヲ差扣ヘ単ニ該会議事模様ヲ視察報告セシメハ一面ニ於テハ条約ニ結束セラル

ノ患ナク⁽²⁷³⁾と、同条約の国際会議に委員を派遣することにしてゐた。但し、派遣する黒川誠一郎外務書記官には、「条約書ニ調印シ其決議ノ数ニ加入スルコトハ姑ク差扣エ候事⁽²⁷⁴⁾」等と、この会議には一切関与しないよう念押ししてゐたように、同条約には加盟しないことを前提としつつ、単に視察報告するという名目であつた。かかる参加は、再三にわたる勧誘を拒否することによつて、対日感情が悪化し、改正会議にも悪影響が生じてしまうことを極力回避したいという思惑からであつて、同条約加盟拒否の姿勢に変化はなかつたのであつた。

これに対し、青木外務次官は、プランケット英公使に対して、日本の学生はとても貧しいため、翻刻された安価な本に頼らざるを得ない旨を説明し、彼らを保護するためにも、今後少なくとも数年間はベルヌ条約への加盟の見込みはないとして拒否しつつも、パリ条約加盟については、同意しない理由はないとして、加盟を認める姿勢も一部見せるようになっていた⁽²⁷⁵⁾。

結局、井上は、「我国出版条例ハ勿論其他ノ法律ニモ外国出版ノ書籍類ヲ翻刻出版スルヲ禁スルノ條款無之ニ付テハ如何トモ処分途無之且ツ該翻刻書首葉ニハ倫敦ロングマンズ会社云々ノ字記載有之候処其結尾ニハ漢字ヲ以テ其翻刻物ナル事并ニ翻刻出版人及印刷人ノ姓名トモ詳細記載有之該書ハ東京ニ於テ翻刻シタルモノニシテ倫敦ロングマンズ会社ノ出版ニアラサル事明亮ニ相分り候（中略）万国出版権及工業物権保護ニ同盟ニ加入ノ義ハ熟考ヲ遂ケ候上追テ御回答可申進義モ可有之⁽²⁷⁶⁾」と回答した。井上は、出版条例等において外国出版物を翻刻出版することは禁止されておらず、当該書籍には東京において翻刻した旨が明記されているため、当該英出版社の書籍でないと反論した。また、パリ条約、ベルヌ条約への加盟についても、明確な回答については保留しつつ、事実上拒否することになった。

井上は、これまで外国商標偽造事件においては、明文規定が存在していないにもかかわらず、問題を極力局地化しようと、可能な範囲でイギリスの要求に応じたのであつたが、今回の事件については、イギリスの要求

を明確に拒否することになった。この頃には、既に国内の激しい批判を受けて、改正会議の延期が余儀なくされて、これ以上、イギリスの要求に応じる必要性が低下する背景も生じていた。

プランケット英公使も、「翻刻本は、日本において英語を急速に普及させている主要な媒体の一つであり、強く圧力をかけることは気が進まない」として、英語普及の観点からも、これ以上の圧力をかけることには慎重な姿勢を示していた。同英公使は、パリ条約、ベルヌ条約への加盟についても、井上の正式な回答を待つ姿勢を示したこともあって、更なる追及を控えることになった。結局、明治二十(一八八七)年九月、井上は、パリ条約、ベルヌ条約への加盟についての正式な回答を示すことなく、外相を辞任することになったため、両条約への加盟については、後任の大隈重信に引き継がれることになった。

このように、改正会議の終盤において、以前から更なる圧力をかける機会をうかがっていたイギリスから、著作権の保護に加えて、パリ条約、ベルヌ条約への加盟が正式に要求されることになった。日本のパリ条約、ベルヌ条約加盟についても、条約改正の交渉事項となったのである。井上にとつては厳しい立場に置かれることになったが、条約改正草案(通商及航海条約草案)の審議終了直前であったため、本格的に取り上げられることなく、会議の結末を迎えることになった。英外務省がこの要求を必須事項としてではなく、更なる圧力をかけるためのものとして捉えていたことや、フランス等の他の条約加盟国との連携が取られることなく、イギリス単独で要求が出されたことも、その圧力が弱められる要因となった。イギリスにとつては遅きに失し、井上にとつては逃れた形になったわけである。井上期において提起された知的財産権の保護に関する問題の全てが解決されたわけではなかったのである。

六 おわりに

明治十二（一八七九）年九月に外務卿に就任した井上は、当初、知的財産権の保護に関する問題を条約改正の交渉事項とは位置付けていなかった。条約改正交渉への影響を抑えるため、切り離すことを目指していた。明治十三年井上案や、特別約定で取り決めたいとする予備会議での発言、外務卿就任直後から終始外国商標偽造事件の局地化に努めていたこと、内地開放に先行して在留外国人に特許を与えることを検討していたこと、及び明治十七（一八八四）年八月の井上覚書が、それを示している。

その井上は、日本において外国人も商標等の保護を受けようとするならば、全ての外国人は日本の法令を遵守しなければならぬとして、明治十八年四月井上案に商標保護に関する条項を組み込んだ。問題解決の場として条約改正会議を選んだのである。

井上は、フランスへの説得が失敗したことにより、商標等の保護に関する問題と条約改正交渉を切り離すという道筋が頓挫し、厳しい立場に置かれていた。一方で、更に強硬姿勢を示すようになったフランスから商標等の保護に関する特約の早期締結を要求され、他方で、イギリスから外国商標保護のための法令の制定を要求されていた。問題解決の場に条約改正会議を選んだのは、こうした状況を打開するための妙策であった。

井上は、多くの技術や文化を輸入する側として、欧米諸国から知的財産権の保護を求められ、守勢に回らざるを得ない状況が多かった。しかし、井上は、条約改正会議という場を利用して、欧米諸国から外国人も日本の法令を遵守するという合意を取り付けることに成功した。外国商標偽造事件においても、政治的判断により対応することで、欧米諸国の不満を緩和し、局地化も達成していた。著作権の保護やパリ条約、ベルヌ条約加盟についても、拒否の姿勢を押し通した。井上は、一方的に受動的な外交を展開していたわけではなかったのである。

一方、技術や文化を輸出する側の欧米諸国は、日本に対して知的財産権の保護を求め、攻勢をかけていた。しかし、各国の連携は十分に取られていたとは言い難かった。確かに、日本において知的財産権の保護を獲得するという大枠では一致していた。また、商標等の保護に関する問題は条約改正とは別交渉にするという点でも、当初は一致していた。しかし、これ以上は必ずしも一致は見られなかった。日本のパリ条約、ベルヌ条約加盟についても、十分に連携することはできなかった。

とりわけ、商標条例布告以降、イギリスとフランスの足並みの乱れが次第に目立つようになっていた。プランケット英公使は、強硬一辺倒のパークス前英公使と異なり、臨機応変に硬軟両様の外交を展開し、ドイツと共に商標等の保護に関する交渉を主導するようになっていた。フランスは、問題の重要性が他国にも理解されていないとして、焦燥感と孤立感を募らせていた。不満の矛先を、井上だけでなく、イギリス、ドイツにも向けるようになっていた。フランスは、明治十八年四月井上案が提示されると、イギリス、ドイツに対抗すべく、条約改正会議での問題解決を主張するようになった。一方、アメリカを始め欧米諸国の多くも、商標条例の運用状況を受けて、次第に問題解決の場に条約改正会議を求めようになっており、フランスを支持した。

条約改正会議において商標等の保護に関する問題も交渉することになったことは、イギリス、フランスにとっても、少なくとも条約改正が実現するまで、問題の早期解決を図ることができなくなることを意味していた。両国は当初抱いていた目的を達成することができなくなったのである。欧米諸国において中心的な役割を担っていたイギリスとフランスの連携が十分取れていなかったことの結末でもあった。

こうして、日本と欧米諸国の双方の問題解決の場として、条約改正会議が選ばれることになった。この時点で、日本国内では知的財産権に関する法整備が進められ、商標条例等の一部は既に施行されていた。また、欧米諸国においても外国人に対して、これらの法令の適用を望む意見が高まっていた。日本と欧米諸国の合意形成に必要な

最低限の条件は整っていた。欧米諸国から商標等の保護という問題提起がなされた。井上から日本の法令の遵守という問題提起がなされた。この結果、日本と欧米諸国との間で、日本は外国人の商標権等を認める代わりに、欧米諸国も日本の法令を遵守するという合意形成がなされた。

現在、日本において知的財産権の保護を受けようとする外国人は、当然のように、日本の法令を遵守している。その原点は、井上期のかかる合意形成に求められることが、これまで述べてきた経緯によって明らかであろう。条約改正会議で決定された「通商及航海条約草案」第三条第一項の「他ノ一方ノ版図内ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ」という一節は、欧米諸国との交渉の末、井上が得た成果であったのである。

しかし、井上期において、知的財産権の保護に関する問題が条約改正の交渉事項となり、右の合意形成がなされたことは、今後、かかる問題が条約改正交渉と切り離すことが困難となったことも意味していた。また、かかる問題の全てが決着したわけではなかった。著作権の保護や日本のパリ条約、ベルヌ条約加盟については未解決であった。この結果、今後の条約改正交渉において、これらの未解決事項について、再度取り上げられてしまう可能性が高まることになった。実際、かかる問題は、陸奥期条約改正交渉まで度々取り上げられ、更には、法権回復達成後の小村期条約改正交渉においても取り上げられることになる。井上期において、知的財産権の保護に関する問題は条約改正交渉において協議されるという、明治外交の一路線が敷かれたのであった。

井上交渉自体は失敗することになったが、知的財産権の保護に関する井上の成果は過小評価されるべきものではないであろう。とりわけ、大半が守勢に回らざるを得なかった状況においても、外国人に日本の法令を遵守させるという目的を達成したことは評価されるべきである。井上は、知的財産権の保護に関する問題を初めて本格的に外交手段として用い、欧米諸国から保護が求められていたことを逆に利用して、日本にとつても、かかる問題が外交手段の一つになることを示したのである。また、右の合意形成は、その後大きな修正なく、明治二十七

(一八九四)年の日英通商航海条約第十七条に引き継がれることにもなった。井上は、知的財産権の保護に関する問題の基本的な部分も解決したのである。

また、井上は、早い段階から特許制度に対して理解を示し、条約改正という大目的が存在していたとはいえず、懸命に問題解決に取り組んでいた。明治政府内には慎重な意見が存在する中で、外国人にも商標だけでなく、特許、意匠の保護も認めるという決断も行った。井上は、知的財産権法制度の発展に外交面から尽力し、近代日本が国際社会の一員となる扉を開いたのであった。

一方、井上期において、知的財産権に対する国民の認知が広がっていたことも垣間見ることが出来る。井上の外務卿就任当初、外国商標であることを認識すらできない国民も存在していたが、次第に外国商標を認識し、全て模倣することは問題があると判断できる国民も現れるようになっていた。国際社会の一員となるには十分とはいえなかったが、商標条例等の法整備が進められていたこともあって、少なくとも商標に対しては、国民の認識も向上していたのであった。井上期は、知的財産権史において、近代日本が国際社会の一員となる第一歩を踏み出した時期であったといえよう。

井上は、外相辞任後、明治二十一(一八八八)年七月、農商務省に大臣として赴任し、大隈重信に外交を託すことになるが、大隈期以降の条約改正交渉については、稿を改めて考察することにした。

(14) Note Verbale (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.45).

(15) Memorandum of Views of Her Majesty's Government on the Question of the Revision of Treaties with Japan (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.23), Memorandum by Herr von Hatzfeldt (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.42), d'Aunay à Granville, 10 Juillet, 1883 (F.O.410, Vol.21, No.44).

- (116) Memorandum (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.74).
- (117) 「十六年十二月十一日付英政府覚書 覚書訳文」(前掲『条約改正』第二巻、二五一号付属書三、八三五頁)。
- (118) Granville to Münster, January 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.18).
- (119) 前掲五百旗頭「条約改正史」一九五頁。
- (120) 「明治十七年四月十日英国公使提案 条約改正ニ関シ英政府ノ見込書(第一覚書)」(前掲『条約改正』第二巻、一〇九号付属書、三三〇頁)。
- (121) Pro-memoria left with Mr. Inouyé, May 5, 1884 (F.O.410, Vol.22, Inclosure in No.58).
- (122) Granville to Plunkett, November 17, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.113).
- (123) *Ibid.*
- (124) アメリカでは、明治二十四(一八九一)年まで外国人に対して著作権が認められなかった。これについては、例えば、白田秀彰『コピーライトの史的展開』(信山社、一九九八年)第十五章参照。
- (125) Plunkett to Salisbury, July 9, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.200).
- (126) Jushe Mori to Granville, January 7, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.8).
- (127) Instructions for the German Representatives at Tokio Conference respecting the Revision of the Treaties with Japan (F.O.410, Vol.22, Inclosure 1 in No.30).
- (128) 「十七年四月四日付独逸政府訓令書訳文」(前掲『条約改正』第二巻、三七五号付属書三、一一六四頁)。
- (129) Vermerk von fremder Hand : Dönhoff an Bismarck am 12. Juni 1884 (A. N^o 28) in BArch R901/12897, pag. 2. BArch: Bundesarchiv/Berlin-Lichterfelde. R901/12897: Gewerblicher Rechtsschutz-Patent-, Marken-, und Musterschutz im Ausland; Japan, Bd.1 (以下、"BArch R901/12897"と省略)。
- (130) Freinighusen to Bingham, June 11, 1884 (N.A.M.77, Vol.3, No.827).
- (131) 「十七年七月二十四日付仏国公使ノ覚書訳文」(前掲『条約改正』第二巻、一一八号付属書、三三三九頁)。
- (132) Messrs. Cocking & Co. to Plunkett, June 17, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 2 in No.129).
- (133) 末木孝典「司法省顧問カーケウツツと明治政府」(『日本歴史』第七五九号、二〇一一年)一五七頁。

- (134) Plunkett to Kirkwood, June 26, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 3 in No.129).
- (135) Granville to Plunkett, January 11, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.10).
- (136) Kirkwood to Plunkett, July 4, 1884 (F.O.262, Vol.429, No.102).
- (137) Plunkett to Messrs. Cocking & Co., July 7, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 5 in No.129).
- (138) 明治十七年七月二十一日付井上外務卿宛英国公使書簡訳文(外務省外交史料館蔵「長野県平民堀田善助仏蘭西国「キルシー・アデー」会社及英吉利国「ワーゲン・ブロー」「コンネツシ」両会社商標贋造一件」(第四門第一類第四項第十五号)。以下、「キルシー・アデー一件」を省略)。
- (139) Plunkett to Granville, October 9, 1884 (F.O.46, Vol.315, No.177).
- (140) Plunkett to Granville, August 1, 1884 (F.O.46, Vol.314, No.128).
- (141) Plunkett to Granville, July 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.85).
- (142) Yokohama Handelsbericht für 1884 (BArch R901/12897, pag. 23-24).
- (143) Dönhoff an Bismarck am 12. Juni 1884 (BArch R901/12897, A, N^o 28, pag. 2-3).
- (144) *Ibid.*
- (145) *Ibid.*
- (146) Yokohama Handelsbericht für 1884 (BArch R901/12897, pag. 23-24).
- (147) Notiz ad II.6863, am 7. August 1885 (BArch R 901/12897, pag. 22), V. zu II. 459 (BArch R 901/12897, pag. 24).
- (148) Bingham to Frelinghuysen, June 21, 1884 (N.A.M.133, Vol.50, No.1878).
- (149) Hubbard to Inouye Kaoru, November 20, 1885 (前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一卷)。
- (150) 明治十八年十二月十四日付米国公使宛井上外務卿書簡(前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一卷)。
- (151) Hubbard to T. F. Bayard, March 19, 1886 (N.A.M.133, Vol.54, No.128).
- (152) *Ibid.*
- (153) *Ibid.*
- (154) 明治十八年八月三日付米国公使宛井上外務卿書簡(前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一卷)。

- (155) Tricou à Inouyé Kaoru, 9 Février, 1883 (前掲「専売特許商標登録関係雑件」第一卷)。
- (156) Inouyé Kaoru à Tricou, 13 mars, 1883 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 52)。
- (157) Tricou à Challemel-Lacour, 12 Avril, 1883 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 52)。
- (158) Viel-Castel à Challemel-Lacour, 29 Juin, 1883 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 55)。
- (159) *Ibid.*
- (160) 商標条例に対する欧米諸国の反応は、翌明治十八（一八八五）年四月に布告された専売特許条例に比べて大きなものであった。専売特許条例に対しては、唯一、デーンホフ独公使だけが、「文明国家の特許法の原則に基づいており、独特許法による影響は明白」と一定程度評価しながらも、「形式的手続に関する規則には欠陥がある」(Donhoff an Bismarck, am 4. Mai 1885 (Barth R901/12897, N° 41, pag. 12))として、その問題点を指摘したのみで、それ以外の欧米諸国の公使は、特に大きな関心を示すことはなかった。こうしたことから、商標条例に対して、欧米諸国は少なからず関心を寄せていたことがうかがえよう。
- (161) 「明治十七年八月四日各国公使へノ覚書 英政府覚書ニ対スル我意見書」(前掲『条約改正』第二卷、一一九号付属書、三四五頁)。
- (162) 一八八四年八月五日付井上外務卿宛英国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二卷、一一〇号一、三六二頁)、一八八四年八月五日付井上外務卿宛独国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二卷、一一〇号二、三六二頁)、一八八四年八月七日付井上外務卿宛米国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二卷、一一〇号四、三六四―三六五頁)。
- (163) 明治十七年八月八日付井上外務卿宛仏国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二卷、一一〇号の五、三六六頁)。
- (164) Plunkett to Granville, July 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.85)。
- (165) Stenkiewicz à Ferry, 3 Août, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 38)。
- (166) Plunkett to Granville, July 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.85)。
- (167) Stenkiewicz à Ferry, 3 Août, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 38)。
- (168) Stenkiewicz à Ferry, 3 Mai, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 22)。
- (169) 明治十七年八月十日付吉田清成宛井上馨書簡(京都大学文学部国史研究室編『吉田清成関係文書一 書翰篇1』

- (思文閣出版、一九九三年)、一〇一頁)。
- (170) 明治十七年八月十二日付吉田清成宛井上馨書簡 (京都大学文学部国史研究室編『吉田清成関係文書一 書翰篇』(思文閣出版、一九九三年)、一〇二頁)。
- (171) 明治十七年八月十三日付井上馨宛吉田清成書簡 (国立国会図書館憲政資料室蔵「井上馨関係文書」)。
- (172) 明治十七年八月十五日付仏国公使宛井上外務卿書簡 (前掲『条約改正』第二卷、一二二号、三七二頁)。尚、返答文は以下の通り。これにより、井上は吉田の提案通りに返答したことが分かる。
「工業上ノ所有權保護ノ儀ニ付テハ今般此等ノ事項ヲ評議セシトスルトキハ為メニ通商条約全体訂結ノ期ヲ意外ニ遅延セシムルノ恐アルベストノ義英政府ノ意見ニテ我政府於テモ尤ノ事ト存候付他各国公使ニ於テ御同見ナレバ此等諸件ハ通商条約訂結ノ後ヲ待テ商議セントスルノ主意ニシテ敢テ此緊要ノ問題ヲ等閑ニ付スルノ次第二ハ無之候」
- (173) 明治十七年八月二十一日付井上外務卿宛仏国公使書簡訳文 (前掲『条約改正』第二卷、一二二号、三七四頁)。
- (174) Plunkett to Granville, September 13, 1884 (F.O.46, Vol.314, No.157).
- (175) Kirkwood to Plunkett, September 11, 1884 (F.O.262, Vol.429, No.139).
- (176) *Ibid.*
- (177) Messrs. Cocking & Co. to Plunkett, August 5, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 1 in No.157).
- (178) Plunkett to Granville, September 13, 1884 (F.O.46, Vol.314, No.157).
- (179) Plunkett to Granville, September 18, 1884 (F.O.46, Vol.315, No.160).
- (180) 明治十七年九月三十日付英国公使宛井上外務卿書簡 (前掲「キルシー、アデー一件」)。
- (181) Plunkett to Granville, October 9, 1884 (F.O.46, Vol.315, No.177).
- (182) Robertson to Plunkett, November 5, 1884 (F.O.262, Vol.426, No.81).
- (183) 明治十七年十一月七日付外務卿代理吉田清成外務大輔宛英国公使書簡訳文 (前掲「キルシー、アデー一件」)。
- (184) 「明治十七年八月二十三日付商標模造者堀田善助取調上申書」 (前掲「キルシー、アデー一件」)。
- (185) Lane, Crawford & Co. to Robertson, November 5, 1884 (前掲「キルシー、アデー一件」)。
- (186) 明治十八年二月十一日付井上外務卿宛英国公使書簡訳文 (前掲「キルシー、アデー一件」)。

- (187) Ferry à Stenkiewicz, 16 decembre, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, Depeche Telegraphique).
- (188) Stenkiewicz à Ferry, 18 decembre, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 48 Post-scriptum).
- (189) Stenkiewicz à Ferry, 28 février, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 53).
- (190) 明治十八年三月九日付井上外務卿宛仏国公使書簡訳文（前掲『条約改正』第二卷、一二五号、三七八頁）。
- (191) 「商標保護条約案訳文」（前掲『条約改正』第二卷、一二五号付属書、三七九頁）。
- (192) 明治十八年三月十四日付仏国公使宛井上外務卿書簡（前掲『条約改正』第二卷、一二六号、三八〇頁）。
- (193) 明治十八年四月二十一日付仏国公使宛井上外務卿書簡（前掲『条約改正』第二卷、一二七号、三八〇頁）。
- (194) 「明治十八年四月二十五日井上外務卿ヨリ各国公使へ内示シタル英文草案」（前掲『条約改正』第二卷、一三三号別録、四〇三頁）。
- (195) Stenkiewicz à Freycinet, 24 Juillet, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 60).
- (196) 明治十八年五月二十二日付英国公使宛井上外務卿書簡（前掲『キルシー、アデー一件』）。
- (197) Plunkett to Inouye Kaoru, June 3, 1885（前掲『キルシー、アデー一件』）。
- (198) 明治十八年十二月十四日付米国公使宛井上外務卿書簡（前掲『特許意匠商標ニ関スル帝国法制』第一卷）。
- (199) Memorandum (F.O.410, Vol.23, Inclosure 12 in No.32).
- (200) Stenkiewicz à Freycinet, 24 Juillet, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 60).
- (201) *Ibid.*
- (202) Stenkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 75).
- (203) Stenkiewicz à Freycinet, 24 Juillet, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 60).
- (204) Stenkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 75).
- (205) Holben an Bismarck, am6. Dezember 1887 (BArch R901/12897, N° 138A, pag. 4447).
- (206) Stenkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 75).
- (207) Plunkett to Inouye Kaoru, October 27, 1885（前掲『商標偽造関係雑件』第一卷）。
- (208) Robertson to Plunkett, October 26, 1885 (F.O.262, Vol.447, No.87).

- (209) 「訊問調書」(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (210) 明治十八年十月三十一日付英国公使宛井上外務卿書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (211) 明治十八年十二月二十二日付西郷従道農商務卿宛井上外務卿書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (212) 明治十八年十月三十一日付大迫貞清警視総監宛井上外務卿書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (213) 明治十八年十月三十日付大迫貞清警視総監宛鳩山和夫外務省取調局長書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (214) 明治十八年十二月十四日付井上外務卿宛大迫貞清警視総監書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (215) 明治十九年一月十八日付英国公使宛井上外務大臣書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (216) 明治十八年十二月二十七日付井上外務大臣宛谷干城農商務大臣書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (217) 明治十八年十二月一日付山縣内務卿宛建野郷三大阪府知事書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (218) 明治十九年一月十四日付建野郷三大阪府知事宛山縣内務大臣書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (219) 明治十九年六月十八日付銀林綱男東京府大書記官宛鳩山和夫外務省取調局長書簡藤田四郎下ヶ札(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)には、「本件ハ英国ビヤース社製造名石鹼用商標偽造差止一件ト同様ノ指令ヲ以テスヘキ旨通知致シ置キタリ 明治十九年六月十九日 藤田四郎」と記述され、この事件の手順に基づいて、後に発生した同様の商標偽造事件も処理されたことがうかがえる。
- (220) 明治十九年二月二十六日付井上外務大臣宛小松原英太郎臨時代理公使書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (221) 明治十九年五月四日付建野郷三大阪府知事宛浅田徳則外務省通商局長書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (222) 明治十九年五月十五日付浅田徳則外務省通商局長宛建野郷三大阪府知事書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (223) Plunkett to Granville, January 20, 1886 (F.O.46, Vol.343, No.10).
- (224) Messrs. A. & F. Pears Co. to Rosebery, March 20, 1886 (F.O.46, Vol.356, p.35).
- (225) Plunkett to Granville, January 20, 1886 (F.O.46, Vol.343, No.10).
- (226) Plunkett to Inouye Kaoru, September 20, 1886 (前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (227) 明治十九年十月四日付英国公使宛井上外務大臣書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。

- (228) Plunkett to Salisbury, March 16, 1887 (F.O.46, Vol.366, No.66).
- (229) Philip Currie to Plunkett, May 18, 1887 (F.O.262, Vol.572, No.49).
- (230) 例²⁴⁹ The Trade-mark Owner's Mutual Protection Association to Salisbury, January 29, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.25), The Low Moor Iron Company to Villiers Lister, February 4, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.29).
- (231) Reginald W.Barker to Foreign Office, December 28, 1886 (F.O.46, Vol.359, p.207).
- (232) The Trade-mark Owner's Mutual Protection Association to Salisbury, January 29, 1887 (F.O.46, Vol.375, pp.92-93).
- (233) Currie to the Trade-mark Owner's Mutual Protection Association, February 5, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.30), Villiers Lister to the Low Moor Iron Company, February 8, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.31).
- (234) Lühsen an Bismarck, am12, Januar 1886 (BArch R901/12897, N^o 9, pag. 25-27).
- (235) Vermerk von fremder Hand : Lühsen an Bismarck, am20, September 1886 (BArch R901/12897, N^o113, pag. 36).
- (236) Notiz (BArch R 901/12897, pag. 31).
- (237) しかし、この後、急速に日本の工業力が向上するにつれて、ドイツの行った評価は、日本の明らかに膨張した工業力に対して安全である独産業界はほとんど存在しつゝなごじゆ (Anlage 1 zum Bericht vom 17. September 1889 N^o147 (BArch R 901/12897, pag. 97-99))、修正を余儀なへられるごじゆになるが、つれづれごじゆは稿を改めるごじゆしたご。
- (238) 前掲五百旗頭『条約改正史』、二二七—二二八頁。
- (239) Draft Revised Convention (F.O.410, Vol.24, Inclosure 1 in No.20).
- (240) 「改正条約草案 (明治十九年ノ分) (外務省外交史料館蔵「井上外務大臣時代条約改正問題」(第二門第五類第一項第五—八号)第二卷(「条約改正問題 第四ノ上」))」。
- (241) Amended Draft Revised Convention (F.O.410, Vol.24, Inclosure 2 in No.30).
- 修正版第七条は以下の通り (イタリック体は原文)。明治十九年五月井上案 (英語版) では、"the country of its

origin”と表記されていた箇所が、修正版では、“this country for native trade-marks”と、明治十九年五月井上案（日本語版）に則した内容に修正されていることが分かる。

ARTICLE VIII

The High Contracting Parties agree that with regard to trade-marks, subjects shall enjoy in Japan and Japanese subjects shall enjoy in , the same protection as native subjects.

The trade-marks in which the subjects of one of the two countries may wish to secure the right of property in the other, must be recorded at the proper office, in conformity with the conditions and formalities prescribed by the Laws and Regulations of the country in which such record is made.

The exclusive right to use a trade-mark in the other country cannot exist for a longer period than that fixed by the law of *this country for native trade-marks*. If a trade-mark has, however, become public property in the country of its origin, it shall be equally free to all in the other country.

(242) 「明治十八年四月二十五日井上外務卿ヨリ各国公使へ内示シタル英文草案」(前掲『条約改正』第二巻、一三三三号別録、三九九—四〇〇頁)。明治十八年四月井上案第五条は以下の通り。

ART.V.

It is understood and agreed by the High Contracting Parties thatsubjects in Japan are under obligation to observe and obey the general law of the Empire; and it is further understood and agreed that the Administrative, Local, and Police Regulations issued by the Japanese Government are binding uponsubjects in Japan, and that for every violation thereof they shall be liable to trial and punishment.

In all cases of infringement of the said Regulations bysubjects in any part of Japan, except at the ports already open by treaty totrade and residence, the Japanese Courts shall have jurisdiction to try and to punish the offender, provided the punishment of the offense does not exceed a fine of 30 yen, or imprisonment for 10 days, or both. If the offense is of such a nature as to entail punishment in excess of these limits, the offender may be arrested by the Japanese Authorities and transferred to the custody of the nearest tribunal of his country, to be

dealt with in accordance with the provisions of the Regulations he has violated.

All fines, penalties, and forfeitures incurred bysubjects on account of the infringement of Japanese Administrative, Local and Police Regulations shall belong to the Japanese Government.

(243) Stenkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 75).

(244) *Ibid.*

(245) 明治十九年十月二十五日付吉田清成農商務次官宛米国公使書簡訳文（前掲「専売特許商標登録関係雑件」第一卷）。

(246) 明治二十年二月三日付井上外務大臣宛吉田清成農商務次官書簡（前掲「専売特許商標登録関係雑件」第一卷）。

(247) 明治十九年五月井上案第八条では、外国人にも適用されるものとして、「保安警察即チ公衆ノ安寧ニ関スル危害防制」等が挙げられ、この「保安警察即チ公衆ノ安寧ニ関スル危害防制」には、裁判権実施規則案第一条において、「公衆ノ安寧及ヒ靜謐ヲ害スル出版上ノ犯罪ニ関スル事」が含まれると規定されている。

明治十九年五月井上案第八条と裁判権実施規則案第一条は以下の通り。

第八条

締約両国ハ左ノ事項ヲ相約定ス

第一 日本内国行政ノ為メ已ニ其政府ヨリ發布シ或ハ向後發布スヘキ成文律ニシテ外国人ニ適用スヘキ性質及ヒ左ノ目的ヲ有スルモノハ、条約中下ニ掲クル條款ニ循拠シ在日本、々、人民ニ適用スルモノトス

(甲) 保安警察即チ公衆ノ安寧ニ関スル危害防制

(乙) 農業、山林、鉱業、鳥獸獵、漁業、日本国内海陸ノ回漕、通運、港湊警察及ヒ難破船ニ関スル事項

(丙) 日本政府ニ於テ創立、裁可若クハ許容シタル流通為替及ヒ公衆ノ信用ニ関スル諸制度若クハ媒介物ニシテ其得有、占有若クハ使用ハ行政規則循拠スヘキモノ

第二 以下略

裁判権実施規則案

第一条

一、条約第八條第一項(甲)ニ所謂安寧警察トハ左ノ諸件ニ関シ政府并ニ相当行政官ヨリ發スル法律規則ヲ包含ス

(甲) 略

(乙) 略

(丙) 公衆ノ安寧及ヒ靜謐ヲ害スル出版上ノ犯罪ニ関スル事

(丁) 略

二、以下略

〔改正条約草案(明治十九年ノ分)〕(外務省外交史料館蔵「井上外務大臣時代条約改正問題」(第二門第五類第一項第五―八号)第二卷(「条約改正問題 第四ノ上」))。

(248) 明治十八年六月十三日付三条太政大臣宛井上外務卿山田司法卿書簡(前掲『条約改正』第二卷、一三〇号、三八四―三八五頁)。

(249) Stenkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C. Tokyo, Vol.4, N° 75).

(250) 「明治十九年六月十五日第六回會議ニ提出セラレタル英独合案条約書」(前掲『条約改正』第二卷、一四七号別録五、四七二―四八一頁)。

(251) 前掲『會議録』、一〇六六頁。

(252) 前掲『會議録』、一〇六九頁。

(253) Memorandum by Plunkett, July 10, 1886 (F.O.410, Vol.24, Inlosure 3 in No.52).

(254) Plunkett to Salisbury, April 5, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.116).

(255) Clive Parry (ed.) (1978), *The consolidated treaty series*, Vol.162, Oceana Publications, New York, p.200.

(256) Plunkett to Granville, March 5, 1885 (F.O.410, Vol.23, No.18).

(257) Plunkett to Salisbury, July 9, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.200).

(258) 前掲『會議録』、一〇九六一―一〇九七頁。

(259) 前掲『會議録』、一一二二頁。

- (260) 通商事項取調委員会において第三条が協議された正確な日付は不明であるが、プランケット英公使が英外相に対して第三条についての協議を行った旨を五月四日付で報告していることから (Plunkett to Salisbury, May 4, 1887) (F.O.410, Vol.25, No.145)、『四月二十七日から五月四日前後の間に協議が行われたと思われる。』
- (261) 前掲『会議録』、一一二九頁。
- (262) 同右。
- (263) 前掲『会議録』、一一三〇頁。
- (264) 前掲『会議録』、一一六四頁。
- (265) Plunkett to Salisbury, May 4, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.145).
- (266) Salisbury to Plunkett, May 27, 1887 (F.O.262, Vol.544, No.2).
- (267) Longmans, Green & Co. to Salisbury, May 18, 1887 (F.O.46, Vol.375, pp.354-356).
- (268) Note by Currie, May 19, 1887 (F.O.46, Vol.375, pp.356-358).
- (269) 前掲『会議録』、一一二八頁。
- 英公使が表明した具体的な日付については不明であるが、通商事項取調委員会が七月十二日付で作成した「通商事項取調委員報告書」には、「本書を裁するに当たり大不列顛国委員は日本政府に勧めて千八百八十三年巴里府に於て調印せる工業所有権保護条約に加盟せしむるのみならず尚又客年中ベルン府に於て調印せる万国版權条約に加盟せしむべき旨の訓令を本国政府より受領せる趣を本委員会に報道せり」(前掲『会議録』、一一二八頁)と記載されている。このことから、英公使が表明した日は、既に同取調委員会において第三条の協議が終了した後であり、この報告書の作成直前であったことが分かる。
- また、英公使は、先述の五月二十七日付の英外相の書簡 (Salisbury to Plunkett, May 27, 1887 (F.O.262, Vol.544, No.2)) を七月六日に受け取っていることや、七月八日付英外相宛英公使の書簡 (Plunkett to Salisbury, July 8, 1887 (F.O.46, Vol.368, No.187)) に添付された「通商事項取調委員報告書草案」(Report of Committee on Draft Treaty of Commerce and Navigation) には、英公使による先の表明が既に記載されていることから、英公使による先の表明は、七月六日から同月八日前後に行われた同取調委員会において行われたと考えられる。

- (270) 明治二十年七月二十三日付井上外務大臣宛英国公使書簡 (前掲『外交文書』第二十卷、六十九号、二二三—二二五頁)。
- (271) Salisbury to Plunkett, July 22, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.182).
- (272) 明治十九年一月四日付井上外務大臣宛瑞西国総領事書簡 (前掲『外交文書』第十九卷、一七二号付属書二、四〇七—四〇八頁)。
- (273) 「明治十九年二月五日付井上外務大臣上奏文」 (前掲『外交文書』第十九卷、一七二号付属書一、四〇六頁)。
- (274) 明治十九年二月十九日付黒川誠一郎外務書記官宛井上外務大臣書簡 (前掲『外交文書』第十九卷、一七五号、四一二頁)。
- (275) 井上は、後日、黒川外務書記官に対して再度同様の指示をしている (明治十九年七月二十八日付黒川書記官宛井上外務大臣書簡 (前掲「文学的、美術的、著作権保護万国会議一件」第一卷))。
- (276) Plunkett to Salisbury, July 24, 1887 (F.O.46, Vol.372, No.4).
- (277) 明治二十年七月二十八日付英国公使宛井上外務大臣書簡 (前掲『外交文書』第二十卷、七十号、二二六頁)。
- (278) Plunkett to Salisbury, July 24, 1887 (F.O.46, Vol.372, No.4).
- (279) Plunkett to Salisbury, July 29, 1887 (F.O.46, Vol.372, No.6).

〔付記〕

本稿は、特許庁委託平成二十二—二十四年度産業財産権研究推進事業の研究成果の一部を基に大幅加筆したものである。